

令和6年度

教育委員会点検・評価報告書

(令和5年度事業対象)



令和6年9月

滑川町教育委員会

目 次

1	はじめに <教育委員会の事務の点検・評価に当たって>	1
2	教育委員会の概要について	2
3	教育委員会の事務の点検・評価の基本方針	3
4	教育委員会における自己点検・評価結果について	6
	第1部 教育委員会会議及び教育委員の活動	
	【1】点検評価を行う上での視点	6
	【2】令和5年度教育委員会会議の開催実績と教育委員の主な活動	7
	【3】分析に基づく点検・評価結果	9
	【4】令和5年度の教育委員会会議・教育委員の活動における主な改善事項	10
	第2部 教育委員会の主要施策	12
	【1】確かな学力を育む教育の推進	13
	【2】豊かな心を育む教育の推進	21
	【3】健やかな体を育む教育の推進	25
	【4】教育的ニーズに応じた教育の推進	29
	【5】円滑で継続性・連続性のある教育の推進	33
	【6】夢や志を持ち挑戦する力	36
	【7】学校における指導体制の改善	38
	【8】家庭・地域の力を生かした教育の推進	41
	【9】学びを支える環境づくり	44
	【10】学び続ける環境の整備	48
	【11】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護	52
	【12】スポーツ・レクリエーション活動の推進	55
	第3部 教育に関し学識経験を有する者の意見	57
5	結びに	62
	資 料	
	令和5年度滑川町教育委員会行政重点施策	63
	用語解説	71
	滑川町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価実施要綱	73

1 はじめに <教育委員会の事務の点検・評価に当たって>

教育委員会の事務の点検・評価制度の導入について

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月から、毎年すべての教育委員会自らが、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられた。

また、「点検・評価」を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされた。

滑川町教育委員会では、同法に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、今年度も、教育委員会の事務に関する点検・評価を実施し、報告書にまとめた。

教育委員会の「点検・評価」の導入については、「教育委員会の点検・評価に関する参考資料」（法施行準備版）（平成20年3月 文部科学省）に次のように記述されている。

（1）点検・評価の導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

教育基本法の改正で、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定された。

本教育委員会では、この法律に基づき、第3期滑川町教育振興基本計画の下、教育委員会の事務の「点検・評価」を実施し、更なる改善・改革を推し進めることで、教育行政の担い手としての役割を発揮し、更なる充実を図ることを目指している。

令和5年度は、5か年計画「第3期滑川町教育振興基本計画」の3年目の年となり、アフターコロナにおいて開かれた学校教育に向けて進めていく年であった。町づくりの目標である「住んでよかったまち 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへ 一チーム滑川での教育一」

を目標とし、事業展開の方法や達成できている目標については新たな目標を立てながら改善を行ってきた。これらの事業が町への誇りと愛着をもつ人の思いをつなぎ、持続可能な事業を行えるように実践をしてきた。

継続した、人材の育成や活用等を行いつつ、更なる人づくり、地域づくりをしていくことが不可欠であることを実感している。

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の概要について

前提となる教育委員会の概要については、次のとおりである。

(1) 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置されており、首長から独立した行政委員会として位置付けられている。教育委員会は、教育行政における重要事項や方針を決定し、それに基づき、教育長が具体的な事務を執行している。

(2) 教育委員会の意義

政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

継続性、安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じ一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(3) 教育委員会の特性

教育委員会の特性としては、首長から独立した行政機関であること、合議制^{注1}の執行機関であること、住民による意思決定（レイマンコントロール^{注2}）の 3 点が挙げられる。

(4) 教育委員会委員

職 名	氏 名
教育長職務代理者	岩 崎 千恵子
教 育 委 員	吉 野 さつき
教 育 委 員	飛 田 聡 保
教 育 委 員	中 山 達 朗
教 育 長	馬 場 敏 男

3 教育委員会の事務の点検・評価の基本方針

(1) 目的

滑川町教育委員会は、地教行法に基づき、権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検・評価し、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、町民に公表することとした。

この「点検・評価」は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 「点検・評価」の対象及び方法

教育委員会制度の意義を踏まえるとともに、地教行法の改正趣旨などに鑑み、令和6年度における教育委員会が行う事務の管理・執行状況の「点検・評価」については、評価対象年度を令和5年度とし、次の3部構成で行うものとする。

① 教育委員会会議及び教育委員の活動【第1部】

教育委員会が教育行政の中心的な担い手としてその役割を果たすためには、まず、教育委員会がその機能を発揮しているかどうか重要な視点であることから、教育委員会会議及び教育委員の活動について、「点検・評価」を実施し、今後に向けた課題検討を行うとともに、町民への説明責任を果たすものとする。

② 教育委員会の主要施策【第2部】

滑川町では、教育基本法第17条に基づき、中長期的な視点に立って滑川教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、第1期計画を平成22年度末に、第2期計画を27年度末に策定し、そして、令和2年度末に、「第3期滑川町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」（以下「第3期計画」という）を策定した。「第3期計画」は、国の第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）を参酌しつつ、第3期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」（令和元年度～令和5年度）、第5次滑川町総合振興計画（後期

基本計画）（令和３年度～令和７年度）との整合性を図りながら、３つの基本目標と１２の施策、６１の取組を掲げている。

「第３期計画」に掲げられた教育委員会所管の主な施策について、年度別実施計画である「令和５年度滑川町教育行政重点施策」に沿って推進した事業の中で重要な教育課題への対応を取り上げ、施策レベルでの「点検・評価」を行い、「第３期計画」の３年目の実績をふり返り、課題検討を行うとともに、町民への説明責任を果たすものとする。

③ 教育に関し学識経験を有する者の意見【第３部】

教育委員会の行った上記（第１部及び第２部）の「点検・評価」に対して、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、「点検・評価」の内容や評価方法のあり方など、学識経験を有する者の視点から検証を行い、今後に向けた改善・改革への一助とする。

【評価様式】

施策名	滑川町教育振興基本計画における施策名
目的	重点的に取り組んだ施策等の目的や達成目標
施策指標	滑川町教育振興基本計画における施策指標
実施内容	当該年度において特に重点的に推進した具体的な取組とその達成状況
結果・成果・改善事項等	取組による成果及び課題、今後の方針等
評価	滑川町教育振興基本計画における施策指標達成状況等 【施策の評価】 ☐ A 指標を１００％達成している状況あるいは十分な成果を得られた状況 ☐ B 概ね計画どおり進捗している状況あるいは一定の成果を得られた状況 ☐ C 計画に比べ遅れている状況あるいはあまり成果が得られていない状況 ☐ D 未着手の状況あるいは成果が得られていない状況 （学識経験を有する者の意見も勘案し評価した。）

◎評価については、評価区分やその方法も含め、これまでの評価委員からの意見を反映させ、施策指標の達成度のみでなく、施策指標以外の取組実績及び成果も含めて評価している。以下、昨年度までの評価委員の意見の抜粋を掲載する。

<令和元年度（Ｈ３０事業） 評価委員の意見より>

- ・報告書の中に「教育委員」による評価が入ってきていることから教育委員会の事務執行に一体感がある。これまでたくさんの市や町の点検・評価を行ってきたが、初めてのことである。「チーム滑川町教育委員会」の積極的姿勢を感じる。

- ・埼玉県教育振興基本計画及び重点施策の第三期がスタートした。第二期の検証と成果を踏まえた県の施策を滑川町の実態を考慮し滑川町らしい教育委員会活動を考えていってほしい。

<令和2年度（R元事業） 評価委員の意見より>

- ・同じ施策であっても、新たに創意工夫することが大切であり、何も工夫せずに実施し、これを評価するのは得策ではない。
- ・次年度はコロナ禍の1年間を評価することになる。中止にするにしても、それまでの過程が非常に大切となり、準備段階の内容や、評価基準の変更等も視野に入れながら、特別な教育委員会評価にする必要もあるのではないかな。
- ・目標値を達成してしまっている状況があるのであれば、評価の観点を変え、指標の設定を変えるなどし、工夫した見方をする事で新たな課題が見えてくることもある。
- ・評価をするだけでなく、きちんと結果の見届けを行い、次年度以降に生かせるようにしなければならない。

<令和3年度（R2事業） 評価委員の意見より>

- ・第2期滑川町教育振興基本計画の最終年度となり、「まとめ」の年度となったが、「まとめ」の年度にふさわしく、教育委員会の意義などが改めて明確になっている。
- ・コロナ禍であるが、「今、何ができるか」「今だからできることは何なのか」を基本的な対応の方針として、施策の実現に向けて多様な方策を持って実施することができている。
- ・チーム滑川町教育委員会の体制が年々強固なものになっている。

<令和4年度（R3事業） 評価委員の意見より>

- ・教育に関する成果は、今日やったことの結果が明日に出るというものは少ない。しかし、結果が目に見えないというだけで、成果は必ずある。当たり前のこと、簡単なことの取組の積み重ねが大切である。滑川町の職員は、一つ一つの施策の具現化を丁寧に粘り強く行い定着を図っている。
- ・コロナ禍の中、町民や子供たちに「今、何ができるのか」「今だからできること」は何なのかを基本的な対応としており、困難を克服してなんとか実践しようと「考えを持ち寄り工夫」している姿が頼もしい。

<令和5年度（R4事業） 評価委員の意見より>

- ・今年度は新しい取組についての報告が多く、計画初年度の目標に対して直結していないものもあった。新しい取組に対して、目標の設定や評価の観点を見直すのもよい。また、施策の目標値と差がある項目に関しては、短期的な目標を設定して取り組むことが望ましい。
- ・コロナ禍ではあったが、感染対策を講じて実施した事業や、町の実態に即して新たに取り組んだ事業等、現状維持だけにとらわれず、その都度状況を鑑み実践する必要がある。分析し、その結果を用いた実践を行い、活動の場の点検・評価を行うことにより、教育活動がより活性化されることを望む。

4 教育委員会における自己点検・評価結果について

第 1 部

教育委員会会議及び教育委員の活動

【1】「点検・評価」を行う上での視点

教育委員会が機能を発揮できているか否かに関する「点検・評価」を行うにあたり、評価の視点を明確にした。

〈教育委員会機能の発揮の視点〉

1 教育委員会会議の効果的・効率的な運営

- (1) 問題の明確化と情報整理
- (2) 教育課題や今後の方向性への審議充実

2 教育課題への対応

- (1) 町民のニーズや社会環境変化への適応
- (2) 教育現場の実態を把握

3 教育委員会事務局との連携

- (1) 教育委員会事務局からの情報提供の充実
- (2) 施策決定への関与

4 説明責任の遂行

- (1) 教育施策点検結果の公表
- (2) 教育委員会会議・委員活動状況の公表

【2】令和5年度教育委員会会議の開催実績と教育委員の主な活動

教育委員会会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催しており、令和5年度においては、次のとおり会議を開催した。学校訪問・出席行事等については、アフターコロナで取り組んでいることを中心に訪問・参観を行った。また、学校園の対応方針を決定するため個別の意見聴取も実施している。

<令和5年度教育委員の主な活動>

月	会 議	学校等訪問	その他出席行事等
4月	定例会④（17日）	式典参加 あいさつなし	・辞令伝達式 ・幼稚園入園式 ・小中学校入学式 ・比企地区市町村教育委員会連合会
5月	定例会⑤（30日）	中学校体育祭 （参加あり）	・滑川町総合教育会議 ^{注3} ・埼玉県市町村教育委員会連合会総会 ・滑川中学校体育祭
6月	定例会⑥（23日）	福田小運動会 水泳民間委託 視察	・福田小学校運動会 ・市町村教育委員会研究協議会
7月	定例会⑦（27日）		・人権教育総合推進協議会 ・西部地区人権教育実践報告会 ・県市町村教育委員会教育委員研究協議会 ・比企地区市町村教育委員会連合会 ・いじめ問題対策連絡協議会
8月	臨時会（23日）		・教育委員会点検評価報告書に係る教育委員評価
9月	定例会⑧（14日）		
10月	定例会⑨（25日）	幼稚園運動会 宮前小運動会 月の輪小運動会	・教育委員任命式 ・滑川幼稚園運動会 ・第39回町民スポーツ祭 ・小学校運動会 ・滑川中学校合唱コンクール インフルエンザ対応のため1学年のみ参観
11月	定例会⑩（24日）		・滑川幼稚園秋まつり集会 ・スリーデーマーチ ・「七つの祝い」
12月	定例会⑪（14日）		・滑川町駅伝競走大会 ・滑川幼稚園おゆうぎ会
1月	定例会①（10日）		・20歳を祝う会（2部制で実施） ・入間・比企地区合同教育長・教育委員研修会
2月	定例会②（21日）		・10代からのメッセージ
3月	定例会③（21日）	卒園式参加 卒業式参加	・幼稚園卒園式（出席・挨拶あり） ・小中学校卒業式（出席・挨拶あり） ・比企地区退職校長感謝状贈呈式 ・比企地区市町村教育委員会連合会第4回理事会 ・町職員退職者感謝状贈呈式（R5対象者なし）

< 令和 5 年度教育委員会会議の主な議案 >

月 日	会 議	主な議案
4 月 17 日	第 4 回定例会	議案第 9 号 滑川町放課後子供教室運営委員会委員の委嘱について 議案第 10 号 滑川町社会教育委員の委嘱について 議案第 11 号 滑川町公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第 12 号 滑川町立滑川幼稚園評議員の委嘱について 議案第 13 号 滑川町学校運営協議会委員の委嘱について
5 月 30 日	第 5 回定例会	議案第 14 号 滑川町立小・中学校学校評議員（宮小・月小）の委嘱について 議案第 15 号 滑川町学校運営協議会委員（福小）の委嘱について 議案第 16 号 滑川町立小学校水泳指導民間委託効果検証委員会規則の制定について 議案第 17 号 滑川町部活動の在り方検討委員会規則の制定について 議案第 18 号 滑川町立図書館協議会委員の選任について 議案第 19 号 滑川町教育支援委員会委員の委嘱について
6 月 23 日	第 6 回定例会	議案第 20 号 いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱について 議案第 21 号 いじめ問題調査審議会の委員の委嘱について 議案第 22 号 滑川町小規模特認校募集要項の制定について
7 月 27 日	第 7 回定例会	議案第 23 号 令和 5 年度（令和 6 年度使用）小学校教科用図書の採択について 議案第 24 号 滑川町教育委員会備品等の貸出しに関する要綱の制定について
8 月 23 日	臨時	教育委員会点検評価報告
9 月 14 日	第 8 回定例会	議案第 26 号 滑川町指定文化財の指定について 議案第 27 号 令和 6 年度当初滑川町立小・中学校等教職員人事異動の方針及び令和 6 年度当初滑川町立小・中学校等教職員人事異動細部事項について 議案第 28 号 滑川町立学校における働き方改革基本方針の制定について
10 月 25 日	第 9 回定例会	議案第 29 号 滑川町スクールバス運行业務検証委員会規則の制定について

11月24日	第11回定例会	議案第30号 滑川町スクールバス運行業務検証委員会委員の委嘱について 議案第31号 滑川町スポーツ推進員の委嘱について 議案第32号 滑川町小・中学校における指定学校の変更に係る取扱要綱の一部を改正する要綱について 議案第33号 滑川町小規模特認校制度利用許可について
12月14日	第11回定例会	なし
1月10日	第1回定例会	なし
2月21日	第2回定例会	議案第1号 令和6年度当初小・中学校人事異動（管理職）について
3月21日	第3回定例会	議案第2号 滑川町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について 議案第3号 滑川町学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について 議案第4号 滑川町いじめ問題調査審議会の委員の委嘱について 議案第5号 滑川町スポーツ推進委員の委嘱について 議案第6号 滑川町文化財保護委員の委嘱について

【3】 分析に基づく点検・評価結果

1 教育委員会会議の効果的・効率的な運営

平成21年度からの教育委員会会議の見直しにより、定例会での議案審議を充実、予算の方向性、施策化に向けた協議事項の審議など、定例会が合議制による実質的な審議の場となるよう機能強化を図ってきた。

学校教育については、各校の状況等について事務局と密に連携を取り、情報提供を行い、具体的な内容を含めた審議を行った。

令和5年度も地域に開かれた学校を目標に、持続可能な事業について検討及び取組を行ってきた。アフターコロナで見直すべきものを明確化し観点を変えて検討してきた。学校の実情に即した事業展開ができるよう努めた。

2 教育課題への対応

令和5年度については、コロナ禍から脱却し教育委員が自ら町や学校の行事に参加することができた。現場に出向き視察して、直接確認をすることで、学校等の現状や事業の進捗状況など正確に把握することができた。

これにより、事務局からの情報提供と町の実情をリンクさせることができ、小中学校、幼稚園が抱える課題にレスポンスよく審議をすることができた。また、開かれた学校を念頭に、学校園の諸行事の実施方法について、実態にあった方策で展開することができた。

現在、本町では児童生徒数の増加に伴い、価値観の多様化、地域コミュニティの変容、生徒指導上の問題、学力の2極化、さらに障害等のニーズへの対応等、教育課題が多種・多様化している。そのため、家庭、地域との連携強化だけでな

く、関係諸機関との連携は必須である。このような教育課題を教育委員会が正確に把握し、的確な指導、支援を行っていくことが重要である。

3 教育委員会事務局との連携

連携については、教育委員会会議での施策審議や現場の視察などを通じ、何を優先するべきかを審議しながら取組を進めている。施設設備等の整備などのハード面だけでなく、ALT^{注4}、や専科教員の申請、不登校児童生徒対応の人材の確保、近年需要が高い特別支援教育の充実など、施策実施に向け教育委員会事務局と一体的に取り組んでいる。

今後も、教育課題に何が必要か、学校の実態に合っているのか、また教育委員会事務局に対する意見や提供すべき情報等は何であるかを常に明確にししながら、更なる連携を図っていく。

4 説明責任の遂行

信頼される教育の実現のためには、教育目標達成に向けて、何を行っているのかの目的を常に明らかにする必要がある。

町が目指すべき教育の姿を町民に示し、その期待に応えるため「第3期計画」を策定し、施策の実現に向け、教育委員会事務局と連携を密に図りながら取り組んでいる。

その取組への説明責任を果たすべく、この点検・評価結果についても、公表してきた。

5 総括

前年度までの取組を繰り返すだけでなく、現場へ足を運ぶ機会を作ることにより、教育委員会会議の機能をより高め、より効果的な活動ができるよう取り組んでいる。このことにより、以下の点について、評価できると考える。

- ① 教育委員、教育委員会事務局が一丸となって、取組を行っていること
- ② 各行事や現場への視察を行うことで、多くの情報を得ることができ、教育委員会での情報共有や審議を有効かつ適切に行えたこと。
- ③ 学校教育の課題に対して迅速に対応し、必要な支援及び提案をすること。

令和5年度は、「第3期計画」の3年目であった。地域に開かれた学校を目指し、諸行事等を公開し、計画の実現に尽力した1年間であった。小中学校、幼稚園に対し、的確に支援を行うために、各校の実情を的確に把握し、事務局との連携の強化を図ることで、各校の取組や教育活動を推進することができた。

【4】令和5年度の教育委員会会議・教育委員の活動における主な改善事項

平成19年の地教行法の一部改正の趣旨に則り、令和5年度において、次のとおり、教育委員会会議の改善を図っている。

1 教育委員会会議の見直しについて

教育委員会会議では、学力向上、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実等の教育課題への対応に加え、家庭を含めた子供たちを取り巻く全ての環境に着目するとともに、就学前の相談や支援も課題として掲げ、関係諸機関

との連携を図り、目標を設定し、検討を行っている。

これらの課題の報告・審議については、児童生徒への相談だけでなく、関係各課と連携するだけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町関係各課局とも密に連携し取組を進めるようにした。各校の課題を整理するため書面での資料については、喫緊の課題を明確にし、話し合いを充実させている。

2 教育委員会会議での意見等を現場へ反映することについて

教育委員会会議での意見や提言については、必要に応じて学校等へと情報共有を図りながら教育活動に反映させた。学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、家庭教育など教育行政全般において、事務局だけでは得ることのできない様々な視点からの情報や意見をいただき、各現場に還元できる情報や処理すべき内容に対して、早期対応を心がけ取り組んだ。

3 データのクロス集計をもとにした、実態に即した分析方法の実施

各施策に対して前年度もアプローチを続けてきた。従前の集計方法である、全体像は把握できるが、児童生徒の傾向が分かりにくい部分があった。令和5年度においてもクロス集計を継続し、学力に対して与える影響について分析を行った。分析結果をもとに令和5年度中に対応できるものについては、各学校と協力して即時対応することができた。

第 2 部

教育委員会の主要施策

1 教育委員会の主要施策について

滑川町では、教育基本法第17条に基づき、中長期的な視野に立って滑川町としての教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、滑川町教育振興基本計画を策定し、教育行政を推進している。

「第3期計画」には、令和3年度から令和7年度までの5年間における、3つの基本目標と12の施策、61の主な取組が掲げられている。本計画の2年目となる令和5年度は、地域に開かれた学校を目指し、少しずつであるが、地域や保護者に学校を公開してきた。各校や現場の実態に応じてそれぞれの教育活動の充実を図る取組を実施した。

滑川町教育振興基本計画に掲げられた教育委員会所管の主な施策について、重点である「令和5年度滑川町教育行政重点施策」に沿って推進した事業の中で、学力向上、いじめ・不登校など、重要な教育課題への対応など、解決すべき内容であるとともに、町民に説明責任を果たす必要がある施策を取り上げ、施策レベルでの「点検・評価」を行い、今後に向けた課題検討を行うものとする。

【各校の様子】



福田小 田植え体験



月の輪小 琴教室



滑川中 森林公園階段アート



宮前小 水泳授業民間委託

施策名	【1】確かな学力を育む教育の推進	担当	学校教育担当
目的	・各種「学力・学習状況調査」の結果を分析・検証するとともに、経年変化にも着目し、指導方法の改善、専門的な知識・技能の向上を目指す。 ・時代の変化に応じた教育活動に取り組み、変化の大きい社会に対応できる人材育成に努める。		
施策指標	「全国学力・学習状況調査^{注5}」において、全国平均正答率を1ポイント以上上回る項目数の増加により、全国トップクラスの水準とすることを目指す。（各年度の出題により区分（問題数）が異なる。）令和元年度の中学校では英語、令和5年度の調査でも中学校で英語を実施したため、全体の項目数が異なる。このため、達成率での比較により評価を行う。※令和5年度 小：国・14問、算・16問 計30問 中：国・15問、数・15問、英・17問、計47問		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	小学校 達成率：53.6%	小学校 12/28 達成率：42.9%	小学校 7/30 達成率：23.3%
	中学校 達成率：83.0%	中学校 32/47 達成率：68.1%	中学校 20/47 達成率：42.6%
	「県学力・学習状況調査^{注6}」において、個の学力を12段階中2段階以上伸ばし、すべての児童生徒の全体の学力を伸ばすことを目指す。（2段階以上伸ばした児童生徒の割合を5%以上上昇させる目標設定。）		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	小学校 70.0%以上 中学校 75.0%以上	小学校 59.3% 中学校 69.0%	小学校 60.0% 中学校 48.6%
	「県学力・学習状況調査」における授業についての質問紙調査において、「勉強が楽しい、好き」と回答する児童生徒を増やすことができるよう、学習に対し主体的に取り組める児童生徒を育成することを目指す。 設問「あなたが勉強する理由は何ですか。当てはまるものをマークしなさい」 選択肢：1：勉強することが楽しい、好きだから、2：将来、役に立つから、3：高校や大学に進学したいから、4：先生や家の人に褒められたいから、5：学校の兄弟・姉妹に認められたいから、6：それ以外の理由、7：わからない		

	目標値 令和 7 年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和 5 年度
	小学校 80.0%以上 中学校 50.0%以上	小学校 73.2% 中学校 44.6%	小学校 58.5% 中学校 42.9%
実施内容	(1) 児童生徒の確かな学力を育むために、教師の授業力向上を積極的に図っていく。 そのため、研修の機会を確保し、多くの研修や授業に参加する機会を設定する。さらに、教師が感じた疑問や改善点を専門の講師に質問等ができるような機会を設定し、取組を進めた。 (2) 個別最適な学びを推進するために、積極的に ICT 機器については利活用する場面を選択し、より効果的な活用方法を考え実践してきた。		
結果・成果・改善事項等	(1) 全国学力・学習状況調査において各領域、評価の観点、問題形式ごとに全国と比較し、1ポイント以上の項目は以下の表のとおりである。 ※+5%以上は◎、－5%以下は×、+1%以上は○、－1%以下は△、差が±1%未満は－ 【小学校・国語】		
			平均正答率 (%)
	分類	区分	滑川町 埼玉県 全国
	全 体		— 68 67.2
	教科の 領域等	言葉の特徴や使い方	— 72.8 71.2
		情報の扱い方	— 64.4 63.4
		我が国の言語文化	— — —
		話すこと・聞くこと	○ 73.9 72.6
		書くこと	× 26.1 26.7
	評価の 観点	読むこと	○ 72.5 71.2
		知識・技能	— 70.4 68.9
		思考・判断・表現	○ 66.5 65.5
	問題 形式	主体的に取り組む態度	— — —
		選択式	— 74.6 73.6
		短答式	○ 65.7 62.7
	記述式	— 51.7 51.1	

【小学校・算数】

分 類		区 分	平均正答率 (%)		
			滑川町	埼玉県	全国
全 体			△	6 2	6 2. 5
教科 の領 域等	数と計算		×	6 7. 1	6 7. 3
	図形		△	4 7. 8	4 8. 2
	測定		—	—	—
	変化と関係		△	7 1. 0	7 0. 9
	データの活用		△	6 6. 3	6 5. 5
評 価 の 観 点	知識・技能		×	6 7. 5	6 7. 2
	思考・判断・表現		△	5 6. 0	5 6. 5
	主体的に取り組む態度		—	—	—
問題 形式	選択式		△	5 8. 8	5 7. 7
	短答式		△	7 4. 7	7 4. 7
	記述式		△	4 5. 7	4 7. 3

【中学校・国語】

分 類		区 分	平均正答率 (%)		
			滑川町	埼玉県	全国
全 体			—	7 1	6 9. 8
知識 及び 技能	言葉の特徴や使い方に関する事項		○	6 8. 8	6 7. 5
	情報の扱い方に関する事項		—	6 4. 3	6 3. 4
	我が国の言語文化に関する事項		○	7 5. 9	7 4. 7
思考力, 判断力, 表 現 力 等	話すこと・聞くこと		—	8 3. 4	8 2. 2
	書くこと		—	6 5. 0	6 3. 2
	読むこと		—	6 5. 2	6 3. 7
評価 の観 点	知識・技能		○	7 0. 6	6 9. 4
	思考・判断・表現		—	7 1. 2	6 9. 7
	主体的に学習に取り組む態度		—	—	—
問題 形式	選択式		△	7 3. 9	7 3. 1
	短答式		—	6 6. 7	6 5. 6
	記述式		○	7 0. 2	6 8. 0

【中学校・数学】

分 類		区 分	平均正答率（％）		
			滑川町	埼玉県	全国
全 体		○	5 2	5 1 . 0	
教科 の領 域等	数と計算	○	6 2 . 9	6 3 . 0	
	図形	○	3 4 . 5	3 3 . 2	
	関数	○	5 2 . 0	5 1 . 2	
	データの活用	△	5 2 . 0	4 8 . 5	
評 価 の 観 点	知識・技能	○	5 6 . 6	5 5 . 7	
	思考・判断・表現	○	4 3 . 2	4 1 . 6	
	主体的に学習に取り組む態度	—	—	—	
問題 形式	選択式	○	4 5 . 5	4 5 . 3	
	短答式	—	6 4 . 0	6 2 . 6	
	記述式	○	4 3 . 2	4 1 . 6	

【中学校・英語】

分 類		区 分	平均正答率（％）		
			滑川町	埼玉県	全国
全 体			△	4 6	4 5. 6
学習 指導 要領 の領 域	(1)聞くこと	△	5 9. 6	5 8. 4	
	(2)読むこと	△	5 1. 4	5 1. 2	
	(3)話すこと[やりとり]	—	—	—	
	(4)話すこと[発表]	—	—	—	
	(5)書くこと	—	2 4. 1	2 3. 4	
評 価 の 観 点	知識・技能	△	5 2. 1	5 1. 5	
	思考・判断・表現	△	3 9. 7	3 8. 8	
	主体的に学習に取り組む態度	—	—	—	
問題 形式	選択式	△	5 5. 5	5 4. 8	
	短答式	△	3 0. 4	3 0. 1	
	記述式	○	1 4. 8	1 3. 5	

令和 5 年度は問題類型ごとに全国平均と比較し、1 ポイント以上上回る項目に◎を付けた。

小学校では達成率 2 3. 3 % であり、令和 4 年度と比較して達成率が 2 9. 8 % も減少した。この原因としては、令和 4 年度の調査は国語と算数と理科の 3 教科で調査を実施しており、理科については、全国平均正答率との比較で 1 ポイント以上

上回った項目は11／17となり、正答率の高い教科であった。しかし、令和5年度の調査は国語と算数のみとなり、そのうち算数は全ての項目で全国平均正答率との比較が1ポイント以上下回る結果となり、特に「数と計算」が全国平均を6ポイント下回ってしまっているため、基礎的・基本的内容の定着が必要である。そのため、令和4年度と比較して大きく減少したと考えられる。

また、国語では「書くこと」に課題があり、ICT 機器(タブレット)の使用頻度との相関関係は不明だがいずれにしても各校での言語活動の充実不足が要因となり、「書くこと」の力が全国平均よりも5ポイント近く低くなってしまったと考えられる。また、デジタルとアナログのバランスを取ることも重要である。

中学校では、達成率42.6%という結果となり、令和4年度と比較して、達成率が39.0%も減少した。これは、小学校と同様に調査対象の教科が、令和4年度は、国語、数学、理科の3教科から国語、数学、英語になったことで、全国平均正答率との比較で1ポイント以上上回った項目が、18／21と多かった理科から5／17と少ない英語になったことが原因だと考えられる。そのため、英語の強化が必要である結果となった。

町の教科部会でこの分析結果を共有し、小中で各々の課題の確認と解決のための意識を高めて、授業改善に取り組んでいる。さらに町としては、小学校に英語専科の教員と全校ALTの配置を推し進め、英語のさらなる強化を図ることとする。

- (2) 県学力・学習状況調査においては、個人の伸びを見ることで学力・学習状況を見ていくものではあるが、本町の全体像を概観するために、平均正答率を記載することとする。(＋5%以上は○、－5%以下は×、＋1%以上は○、－1%以下は△、差が±1%未満は－)

	国語		算数・数学		英語	
	滑川町	埼玉県	滑川町	埼玉県	滑川町	埼玉県
小4	△	63.6	△	63.9		
小5	△	62.7	×	63.0		
小6	△	60.8	△	56.5		
中1	○	63.8	－	56.4		
中2	－	60.2	○	59.0	○	53.3
中3	△	55.5	○	60.8	△	50.4

小学校については、県平均正答率に対し、小学校は1ポイント程度低めであったが、中学校では概ね、上回っているという結果であった。個の学力を2段階以上伸ばした割合が小学校60.0%、中学校48.6%であったことから、小学校では個々の伸びは見られ、中学校では個々の伸びは低めであったが全体の平均値は高まったといえる。

(3) 県学力・学習状況調査の質問紙で勉強をする理由上位2つを各学年ごとに掲載する。(2 将来、役に立つから 3 高校や大学に進学したいから)

	1 位	2 位	楽しい 好きの順位		1 位	2 位	楽しい 好きの順位
小4	2(78.0%)	3(37.9%)	③(28.0%)	中1	2(82.9%)	3(68.0%)	④(16.6%)
小5	2(71.2%)	3(32.8%)	③(15.2%)	中2	3(73.7%)	2(65.8%)	④(12.6%)
小6	2(82.1%)	3(36.7%)	③(15.3%)	中3	3(75.4%)	2(61.2%)	⑤(13.7%)

小学生にとって勉強をする理由は、「将来役に立つから」が優位であり、学年が上がるにつれて、「楽しい・好き」という理由の割合が低くなり、「高校や大学に進学したいから」という理由の割合が高くなっている。小中ともに高校入試が近づき、進路決定の現実を目の当たりにしていることが、背景にあると考えられる。受験のために勉強をやらなければいけないという杞憂する状況があると、勉強へのマイナスのイメージが沸く心理面が関係していると考ええる。

(4) 教員の資質・能力の向上や児童生徒の学力向上のため、校内研修等に指導者を招聘し、研修を行った。

- ・学校指導訪問 滑川幼稚園 6月20日(火) 宮前小学校 6月27日(火)
- ・特別支援学級に係る県教育訪問 福田小学校 7月11日(火)
- ・校内研修への指導者招聘

幼稚園 西部教育事務所主席指導主事 青木 敏恵 先生

西部教育委事務所指導主事 諏訪 幸市郎 先生

小学校 県教育局市町村支援部義務教育指導課 教育指導幹 阿部 弘之 先生

県教育局市町村支援部義務教育指導課 指導主事 山崎 慎也 先生

西部教育事務所 指導主事 墨谷 悦史 先生

西部教育事務所 指導主事 荒井 智英 先生

西部教育事務所	指導主事	兒玉 直也 先生
西部教育事務所	指導主事	金子 恵介 先生
西部教育事務所	指導主事	井上 浩一 先生
西部教育事務所	指導主事	関 斉史 先生
西部教育事務所	指導主事	山崎 寛幸 先生
中学校	早稲田大学 教授	嶋田 洋徳 先生
嵐山町教育委員会	指導主事	不破 克人 先生
滑川町	埼玉大学名誉教授	沢崎 俊之 先生

コロナ禍で一人1台端末を活用した授業改善が急速に進み、令和5年度はICT機器を効果的に使用する授業実践について、さらに多くの機会研修や意見交換を行った。あくまでもICT機器の活用は、児童生徒の指導のためのツールであることを踏まえて授業改善を推進していくよう、町の研修会や校長会でも積極的に呼びかけた。

- (5) 一人1台のタブレット端末については、個に応じた学習や、児童生徒の意見をタイムリーに共有し合う場面等で活用できている。また、児童生徒へのアンケート等でも使用し、教師が実態把握をする場面においても有効活用できている。タブレット端末を使用することが目的でなく、児童生徒の学力の向上を目的として活用するという教職員の認識が定着してきた。さらに、児童生徒の学校外でのICT機器の有効的な活用も、変化の激しい時代を生き抜く子供たちにとって、必要不可欠な資質・能力であると考えている。

以下、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っていますか（遊びなどの目的に使う時間は除く）」の項目の回答である。（太字ゴシック体は、上位2位の項目）

【ICT機器を勉強のために使う時間と全国学力学習状況調査の平均正答率とのクロス集計（小学校）】

選択肢		児童数	児童数の割合(%)	平均正答率(%)	
				国語 14問	算数 16問
1	3時間以上	7	3.4	66.3	58.0
2	2時間以上, 3時間より少ない	7	3.4	63.3	50.0
3	1時間以上, 2時間より少ない	21	10.2	67.7	58.9
4	30分以上, 1時間より少ない	42	20.5	66.8	61.0
5	30分より少ない	58	28.3	71.6	60.0
6	全く使っていない	70	34.1	66.1	55.4

【ICT機器を勉強のために使う時間と全国学力学習状況調査の平均正答率とのクロス集計（中学校）】

選択肢		生徒数	生徒数の割合(%)	平均正答率(%)		
				国語 15問	算数 15問	英語 17問
1	3時間以上	3	1.7	51.1	33.3	37.3
2	2時間以上, 3時間より少ない	7	3.9	52.4	33.3	38.7
3	1時間以上, 2時間より少ない	27	15.1	66.9	51.6	46.6
4	30分以上, 1時間より少ない	30	16.8	70.9	51.8	38.6
5	30分より少ない	58	32.4	75.3	57.0	46.5
6	全く使っていない	53	29.6	71.3	55.5	44.0

集計結果から使用した時間が長いほど、平均正答率が高い訳ではないことが分かった。今後は、目的に応じた効果的な活用を推進するとともに、ICT機器やテレビゲームとの関わり方についても指導を継続していく。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【2】豊かな心を育む教育の推進		担当	学校教育担当
目的	・ 基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心など豊かな人間性を育むことを目指す。 ・ いじめの早期発見・早期解決を推進し、生活しやすい学校を目指す。			
施策指標	「教育に関する3つの達成目標 ^{注7} 」の「規律ある態度」における目標の達成を目指す。 ※85%以上達成している項目数			
	目標値 令和7年度		計画作成時値 令和元年度	
	小学校 60／60 中学校 36／36		小学校 46／60 中学校 31／36	
			現状値 令和5年度	
			小学校 42／60 中学校 29／36	
	いじめの早期発見・早期解消を目指す。※解消率（解消率／認知件数）			
実施内容	目標値 令和7年度		計画作成時値 令和元年度	
	小学校 100.0% 中学校 100.0%		小学校 70.0% 中学校 84.6%	
			現状値 令和5年度	
			小学校 100.0% 中学校 100.0%	
	(1) 規律ある態度を育成するために、前年度の町の部会にて町として指導の重点を定め、新年度の始めからその達成に向けて取組を進める。小4～中3までは県学力調査の項目を参考にアンケートを実施、小2～小3については別のアンケートで実施し経年の変化を把握する。			
	(2) 全職員でいじめはあってはならないこと、早期発見、早期対応に努めることの共通認識をもつ。いじめ非認知0件・解消率100%を目指し教育相談委員会や各種研修を活用し取り組んでいる。			

(1) 令和5年度における規律ある態度の調査結果について

「規律ある態度」における達成目標 (児童対象質問紙調査結果一覧)

				小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
はじめのある生活ができる	①	登校時刻	町		87.6	94.3	95.1	93.9	96.9	100	97.4	94.5
			県		90.1	94.7	92.0	93.1	93.9	97.7	96.5	95.8
	②	授業開始時刻	町		77.3	90.1	90.7	94.4	96.9	98.3	96.8	97.3
			県		85.6	93.3	90.7	91.9	94.4	96.7	97.3	97.4
	③	靴そろえ	町		81.8	90.1	81.3	78.3	89.8	89.0	94.2	92.9
			県		82.6	90.7	82.1	81.8	85.8	88.1	90.8	92.1
	④	整理整頓	町		78.9	89.1	82.4	76.3	78.6	78.5	82.1	79.2
			県		79.1	85.1	79.3	76.4	77.1	76.5	77.5	80.4
礼儀正しく人と接することができる	⑤	あいさつ	町		78.1	85.9	76.4	71.7	75.0	85.6	91.1	89.6
			県		83.5	88.3	80.3	77.4	77.7	82.6	83.1	84.5
	⑥	返事	町		90.9	92.7	87.4	88.4	87.2	94.5	95.8	91.3
			県		90.0	93.8	90.1	88.1	87.8	89.4	90.1	90.1
	⑦	ていねいな言葉づかい	町		78.1	90.6	85.2	85.4	90.8	93.9	96.3	95.1
			県		83.8	90.5	85.8	86.6	88.8	90.9	92.7	92.5
	⑧	やさしい言葉づかい	町		86.4	93.2	88.5	85.4	89.3	86.7	94.2	90.7
			県		91.3	92.1	86.4	84.7	85.1	88.7	89.9	90.2
約束やきまりを守ることができる	⑨	学習準備	町		83.9	91.7	86.3	90.4	86.7	95.0	95.3	84.0
			県		78.5	87.5	84.6	85.3	86.6	91.4	92.5	93.1
	⑩	話を聞き発表する	町		89.7	87.0	76.9	71.7	80.6	79.0	81.6	84.2
			県		91.6	88.8	80.8	77.3	74.4	79.0	77.7	78.7
	⑪	集団の場での態度	町		74.8	90.6	89.6	85.4	88.3	96.1	98.9	95.1
			県		85.3	90.3	86.8	84.7	85.7	93.1	94.4	95.2
	⑫	掃除・美化活動	町		91.7	96.4	91.8	89.4	92.9	91.2	94.2	91.3
			県		94.8	95.3	91.8	89.2	87.9	87.4	86.8	87.2

目標達成しているものに関しては、各学校が継続して指導をしている結果である。

○あいさつに関する各校の取組について

・教育委員会3つの合い言葉啓発（年度当初校長会にて配付）

宮前小（あいさつ運動）、福田小（おはしす運動）、月の輪小（あいさつ運動）、滑川
中（あいさつ運動）※児童会や生徒会での自発的な活動を軸とする。

○整理整頓を推進するための取組について

【小学校】

- ・月間生活目標を活用した、整理整頓の意識の醸成
- ・視覚的に訴える掲示物を用いた啓発（児童へは校内指導にて、保護者には入学式や保護者会を通じて啓発を行う。）

【中学校】

- ・年度当初の会議にて、掲示計画の周知・徹底
- ・生活目標を活用した、集中期間の設定
- ・学級委員会を活用した、生徒の自治的活動による啓発

○話を聞き発表することについての取組について

- ・段階的な発表場面や意見を伝え合う場面の設定を行う。小学校段階での理由付けの発表に課題があるが、小学校低学年から教師が意図的に発表場面を設定するなど、今後取り組みを進めていく。教師が「児童生徒に理由を付けて考えを発表させたり、書かせたりする指導を行っているかのアンケート結果は以下の通りである。

「児童生徒に理由を付けて考えを発表させたり、書かせたりする指導を行っているか」

【小学校】

授業の3/4で行った	授業の1/2で行った	授業の1/4で行った	行っていない
0.0%	66.7%	33.3%	0.0%

【中学校】

授業の3/4で行った	授業の1/2で行った	授業の1/4で行った	行っていない
100%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) いじめの早期発見、早期解消について

本町のいじめ発生件数は、以下のとおりである。

いじめ	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校計	6	10	5	7	9	5
解消件数	6	7	5	7	9	5
解消率	100%	70%	100%	100%	100%	100%
中学校計	4	13	33	9	6	6
解消件数	3	11	27	8	6	6
解消率	75%	84.62%	81.82%	88.89%	100%	100%

	認知件数については各校の積極的な認知やアンケートの効果もあり、早期発見・早期対応が徹底されている。また、統計上解消していると表記されていても、継続的な支援を各校とも行っている。 令和5年度中には、11件のいじめ問題が発生している。11件全て経過観察期間を過ぎ解消の扱いとなっているが、各学校とも注視を継続している。各校のいじめの対策については以下のとおりである。 ○個別面談や学校生活アンケートについて ・宮前小 年4回アンケート実施 個別面談の実施 ・福田小 年3回アンケート実施 個別面談の実施 ・月の輪小 年3回アンケート実施 個別面談の実施 ・滑川中 年4回アンケート実施 個別面談の実施 ○教職員向けの研修について 若手職員向け研修会 3回（うち1回参加）研修内容の1つとして、いじめの認知について取り扱う 生徒指導部会 3回（学期1回） 児童生徒対応の仕方、情報共有 いじめは全ての子供に起こりうることであり、決して許されることではないという共通認識の基に、積極的な認知を行うよう町としても指導行っている。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【3】 健やかな体を育む教育の推進		担当	学校教育担当
目的	- 朝食を毎日規則正しく食べることにより、食育への意識向上を目指す。 - 新体力テストの結果分析を行い、現状把握とともに今後の指導方法改善に努める。			
施策指標	「全国学力・学習状況調査」におけるアンケートにて、毎日朝食を食べている児童生徒の割合について、目標達成を目指す。 ※毎日食べている子供の割合を100%にすることが、朝食欠食率0ととらえている。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	100%	小学校 90.8% 中学校 86.8%	小学校 83.4% 中学校 79.9%	
	新体力テストの結果における総合評価A+B+C（5段階評価の上位3ランク）の児童生徒の割合について、目標達成を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	小学校 90.0% 中学校 90.0%	小学校 84.6% 中学校 86.3%	小学校 80.0% 中学校 84.6%	
実施内容	(1) 朝食欠食0を目指しての取組として、保護者への啓発とともに、身体測定時にも食と体の成長との関わりについての講話を行っている。家庭環境などの背景も踏まえ、SSWや子供家庭支援拠点との連携、授業での指導を継続する。 (2) 児童生徒の体力を向上させるために、調査結果の分析を行い、授業改善を行っている。児童生徒の体育的活動時間の確保と共に教材教具の工夫を通して、児童生授業の工夫も行っている。町内での目標を共有するために、研修する機会を設け、連携した取組を推進する。			
結果・成果・改善事	(1) 町内の学校においては朝食を毎日食べている児童・生徒の割合が、80%前後と目標作成時及び前年度と比較しても減少傾向にある。特に朝食の必要性和成長への影響については保健領域の授業での取扱となるが、食事を摂るための生活リズムの改善についての課題が新たに出てきている。 質問紙調査の結果を以下に示す。			

項
等

【朝食と平均正答率のクロス集計（小学校）】

選択肢 〈毎日朝食を食べている〉		児童数	児童数の 割合(%)	平均正答率(%)		
				国語 (14問)	算数 (16問)	理科 実施なし
1	している	171	83.4	68.4	58.6	
2	どちらかといえば、している	26	12.7	65.4	54.8	
3	あまりしていない	8	3.9	64.3	59.4	
4	全くしていない	0	0.0	—	—	

【朝食と平均正答率のクロス集計（中学校）】

選択肢 〈毎日朝食を食べている〉		生徒数	生徒数の 割合(%)	平均正答率(%)		
				国語 (15問)	数学 (15問)	理科 (17問)
1	している	140	79.9	72.5	56.6	46.6
2	どちらかといえば、している	15	10.1	65.2	39.3	33.7
3	あまりしていない	15	6.1	58.8	44.2	32.6
4	全くしていない	5	3.9	66.7	43.8	35.3

昨年度、朝食を摂っている児童生徒の正答率が、他の調査を見ても高い傾向があることが分析の結果としてわかったが、今年度も同様となった。朝食を摂るためには啓発だけでなく、生活リズムの改善が必要であることも含め、改めて個別に呼びかける等の対応をして、欠食率を減らせるよう取組を継続していく。

○町の給食に関する取組（食への感謝）

- ・地場産給食（滑川産）の取組の紹介 学校給食担当 R6.1／31（水）
- ・地場産食材の紹介についてのチラシ掲示 学校給食担当 町内全校

(2) 新体力テストの結果における総合評価A+B+C（５段階評価の上位３ランク）の割合については、以下のとおりである。

	A	B	C	D	E	A+B+C の割合
小 1	34	67	75	33	8	81.1% (R5)
	15.7%	30.9%	34.5%	15.2%	3.7%	87.1% (R4)
小 2	35	79	76	37	8	80.8% (R5)
	14.9%	33.6%	32.3%	15.8%	3.4%	85.3% (R4)
小 3	30	58	64	27	12	79.6% (R5)
	15.7%	30.4%	33.5%	14.1%	6.3%	81.0% (R4)
小 4	27	57	55	28	15	76.3% (R5)
	14.8%	31.3%	30.2%	15.4%	8.3%	80.0% (R4)
小 5	27	49	76	35	8	77.9% (R5)
	13.8%	25.1%	39.0%	18.0%	4.1%	69.4% (R4)
小 6	37	73	57	27	6	88.0% (R5)
	18.5%	36.5%	28.5%	13.5%	3.0%	79.2% (R4)
町小学	190	383	403	187	57	80.0% (R5)
	15.6%	31.4%	33.0%	15.3%	4.7%	80.6% (R4)

中学校

	A	B	C	D	E	A+B+C の割合
中 1	49	46	51	24	9	81.6% (R5)
	27.4%	25.7%	28.5%	13.4%	5.0%	77.2% (R4)
中 2	52	46	57	19	11	83.8% (R5)
	28.1%	24.9%	30.8%	10.3%	5.9%	88.3% (R4)
中 3	70	45	38	12	8	88.5% (R5)
	40.5%	26.0%	22.0%	6.9%	4.6%	93.0% (R4)

	町中学	171	137	146	55	28	84.6% (R5)
		31.9%	25.5%	27.2%	10.2%	5.2%	86.1% (R4)
A+B+C の割合はここ数年、横ばいから減少傾向にある。令和5年度は体育の学習でも ICT を活用しての思考場면을多く取り入れ、自らの考えを表現する機会が増えた。思考場面の増加と比例して運動時間が多少減少していることが伺える。D、E 階層の児童生徒の数が横ばい傾向であることから、運動と思考のバランスをとりつつ、総合的に運動量を増やしていくことが次年度への課題である。種目別で見えていくと町としては、令和5年度は「長座体前屈」、「握力」「ボール投げ」が課題であり各校での取組を行った。しかし、結果が横ばいであったことから、年間を通して、1つの項目に絞ることがよいと考え、令和6年度は「投力」に重点を絞り、次年度に向けて、令和5年度中に教材や指導法の研修を体育部会で行った。							
評価	担当評価			教育委員評価		評価者評価	
	B			B		B	

施策名	【4】教育的ニーズに応じた教育の推進	担当	学校教育担当 生涯学習担当
目的	・児童生徒の学校での居場所を確保し、不登校児童生徒数の減少を目指す。 ・各校の特別支援教育充実のために学習生活支援員を配置し、支援体制の強化を図り、個に応じた学習の実現を図る。 ・埼玉県家庭教育アドバイザー^{注8}の活用を推進し、家庭教育学級の充実を図る。		
施策指標	不登校児童生徒数の割合において、小学校では0.2%以下、中学校では2.0%以下を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	小学校 0.2%以下 中学校 2.0%以下	小学校 0.5% 中学校 4.1%	小学校 0.7% 中学校 4.4%
	特別支援教育充実のため、各校への学習生活支援員の配置を現状より1割増を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	小学校 12人 中学校 4人	小学校 11人 中学校 3人	小学校 11人 中学校 3人
	家庭教育学級の進行役として養成されたアドバイザーを活用する回数の増加を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	8回	4回	2回
実施内容	(1) 町の不登校対策として、3つの方策を基に取り組んでいる。不登校に特化した部会を設立し関係機関等の協力を得ながら、不登校児童生徒への対応を行った。児童生徒面談は、保護者相談については継続して実施している。 学習支援室「つぼみ」に関しては利用者増加に伴い、学校職員の参画のための授業計画の作成を行った。 (2) 各校への学習生活支援員事業については継続して行っている。学校ごとに支援員のスケジュールを作成し、支援が必要な時に支援が受けられるような体制を整えている。		

	(3) 家庭教育アドバイザーの活用として、悩みを持っている親や不安なことがある親に対しての支援を行うものであるが、令和5年度は、活動を1回増やすことができた。現在は、親が抱える不安が多様化してきているので、活用方法を工夫し、今後も支援を続けていく。 ① 親の学級（パパママ教室） これから親になる町民を対象に、保健センターが主催している「パパママ教室」内で「親の学習（家庭教育講話）」を実施予定であったが、保健センターが参加者の感染対策及び個々の要望に柔軟に応えるため、活動の見直しを行った結果、令和5年度も中止とした。 実施予定回数…4回（中止） ② 家庭教育学級 就学時健診の際に、保護者を対象にして、就学前の子供に身に付けて欲しいことや、家庭教育のあり方等についての家庭教育学級を開催した。 実施回数…3回（うち家庭教育アドバイザー活用回数2・月の輪小学校11月8日、福田小学校11月22日） ※ 宮前小学校での家庭教育学級は、町外の講師に講演を依頼。月の輪小学校、福田小学校のみ家庭教育アドバイザーを活用した教室を開催した。															
結果・成果・改善事項等	(1) 不登校児童生徒数に関して 不登校の人数に関しては以下のとおりである。 <table><tr><td></td><td>A 小</td><td>B 小</td><td>C 小</td><td>A 中</td></tr><tr><td>R5</td><td>5 名 (0.96%)</td><td>0 名 (0%)</td><td>4 名 (0.63%)</td><td>26 名 (4.42%)</td></tr><tr><td>R4</td><td>4 名 (0.8%)</td><td>0 名 (0%)</td><td>1 名 (0.01%)</td><td>31 名 (5.3%)</td></tr></table> 不登校児童生徒に関しては、近年の傾向として小学校段階が増加傾向にある。小学校段階からの支援を進めるため、令和5年度には不登校児童生徒に特化した部会を新たに設立した。部会には学校職員だけでなく、町の子育て支援拠点、保健センター、各校教育相談担当教員やSSW^{注9}、SC^{注10}、相談員らも出席し、幼少期からの「支援の継続」を念頭に外部機関とも連携を図りつつ、町が一丸となって、取組を継続している。 学習支援室「つぼみ」については継続して取り組みを進めている。令和5年度については、つぼみの職員だけでなく学年の職員も授業計画に入れることで、生徒についての情報共有を行い、取り組みを進めた。その結果、教室復帰や学校行		A 小	B 小	C 小	A 中	R5	5 名 (0.96%)	0 名 (0%)	4 名 (0.63%)	26 名 (4.42%)	R4	4 名 (0.8%)	0 名 (0%)	1 名 (0.01%)	31 名 (5.3%)
	A 小	B 小	C 小	A 中												
R5	5 名 (0.96%)	0 名 (0%)	4 名 (0.63%)	26 名 (4.42%)												
R4	4 名 (0.8%)	0 名 (0%)	1 名 (0.01%)	31 名 (5.3%)												

事に参加できる生徒の増加につながっている。課題としては、利用生徒の利用者増加にともない、活動場所の確保及び職員の増員が課題となっている。

(2) 特別支援教育

学習生活支援員の配置については、小学校 11 名、中学校では 3 名となっている。学習生活支援員の取り組みとして、児童生徒が交流学級に行く際の補助だけでなく、個別の特性に応じた声掛けや教材等の作成など、学級担任の連携を強固にした取り組みを進めている。

町としての取組として支援員の配置だけではなく、1 町 1 中の強みを生かして、通常の教育相談に加え、滑川中学校において授業公開・相談会（特別支援学級）を行うことで、小から中への接続が円滑に行われるようにした。

【宮前小】

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
人数	2 名	1 名	2 名	5 名	4 名	5 名	19 名

【福田小】

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
人数	0 名	1 名	2 名	1 名	0 名	0 名	4 名

【月の輪小】

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
人数	1 名	4 名	4 名	4 名	7 名	4 名	26 名

【滑川中】

	1 年	2 年	3 年	合計
人数	11 名	9 名	6 名	26 名

(3) 家庭教育学級支援について

- ① 「親の学習」は、家庭の教育力の向上を図ると共に、親同士の交流を図ることで子育てへの不安を軽減することを目的とし、保健センターと連携して実施していた。令和 5 年度は、保健センターでの「パパママ教室」が受講者の感染対策及び個々の相談に柔軟に対応するため、個別開催の継続を行うとの決定により、「親の学習」は実施できなかった。代わりに、保健センターでの 3 歳児検診時に合わせ、県教育委員会で作成した子育ての目安「3 つのめばえ」等を保護者に配布し、子育てに対する意識の啓発を図った。

	② 家庭教育学級は、就学時健診に実施することで多くの保護者が参加できるため、家庭教育の重要性について認識できるいい機会であると捉えている。この機会に、県教育委員会で作成した子育ての目安「3つのめばえ」を保護者に配付し、保護者へ家庭教育への重要性について意識を高める講演を開催するとともに、ここでもその啓発を図った。また、福田小学校、月の輪小学校にて町内の家庭教育アドバイザーを活用した研修を行い、講演を聞くだけでなく、保護者同士の交流を進めることができた。今後も、小学校3校にて町内の家庭教育アドバイザーを活用した、対話的な研修の機会を増やしていきたい。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【５】円滑で継続性・連続性のある教育の推進		担当	学校教育担当
目的	・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、小学校と中学校とが連携し、滑川町としての一貫した縦の連携を強化する。 ・幼稚園の一時預かり事業の推進を図る。			
施策指標	幼稚園や保育所・小学校・中学校がそれぞれ連携を図り、継続性・一貫性のある教育の実践を目指す。（回数は連携を各幼、小、中で行った回数）			
	目標値 令和７年度		計画作成時値 令和元年度	
	現状値 令和５年度			
	幼保・小 ６回以上		幼保・小 １回	
	小・中 ６回以上		小・中 ３回	
	滑川幼稚園における一時預かり事業を充実させる。			
施策指標	目標値 令和７年度		計画作成時値 令和元年度	
	現状値 令和５年度			
	年間利用者 5,000 人		年間利用者 1,500 人	
実施内容	年間利用者 3,611 人			
	(1) 幼保・小・中が連携することにより、幼少期から中学卒業までのスムーズな接続が実現し、小学校入学時の不安や中１ギャップ等を解消して進学することができる。子供たち同士が行事やイベント時に共に活動することで、進学や就学に向けての不安を軽減し、安心感を与える。 (2) 昨今、共働き世帯の増加により、保育所を利用している家庭が増加している。そのため、町立の幼稚園においても、保護者の就労・疾病・出産等により、家庭での保育が困難な幼児を預かる事業として、一時預かり事業を実施している。周知や制度の活用を通して幼稚園教育を希望する家庭に対しての支援拡充を図る。			
結果・成果・改善事	(1) 【幼保小の連携】 幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校が連携し、園児が小学校に訪問し、教室見学、折り紙、お絵かき、整理整頓の仕方などの「小学校体験」を行った。小学校１年生と園児が直接的に関わることによって、園児の安心感を得るだけでなく、小学校１年生の成長の機会となっている。児童、園児だけでなく、職員同士も交流を行うことにより、幼保は一貫した指導を行うことの重要性を意識することができるようになった。各校の運動会に新入児種目を設定し、小学校の行事			

に参加できるようにしている。新入児の安心を得ると共に、就学前の様子を事前に小学校が把握することができた。また、幼保小の連絡協議会を開催し、園児の様子等を小学校へ伝達し、スムーズな就学に役立てることができている。

【小・中の連携】

小学生が中学校の雰囲気を身近で感じることができる方策、中学校に対する不安を取り除くため、以下の取組を行った。

- ①中学校の教員が、小学校に出向き中学校の様子を伝える
- ②中学校の教員が、体育の授業に参加し協力して授業を行う
- ③吹奏楽部による各小学校への訪問を行う
- ④部活動を体験する取組を行う
- ⑤幼小中連絡協議会

特に④の中学校入学前に、各部活動を見学・体験する機会を3～5回程度設けることで、中学校からスタートする部活動への不安解消に効果があった。また、新入生説明会で教員からの説明だけでなく、生徒会役員による説明を入れるなど、細かい点でも児童の目線に立った不安の解消に努めた。また、宮前小と月の輪小について中学校教諭数名が、就学時健診の支援を行い、併せて町内の全養護教諭にも、同様の支援を行う取組を行った。町内の職員が協力し合うことで、タイムリーに自分の目で就学前の児童の情報を得ることができ、協力体制を構築することができている。さらに、学校同士で情報の共有の機会を確保するために、教育相談部会、生徒指導部会を活用し、中学校入学への準備を行うことができ、非常に効果的な取組であるため継続している。

- (2) 一時預かりの年間利用者については、令和4年度と比較すると、742人の減少となった。利用者数の減少の要因としては、園児の数の減少、2歳児以下の保護者の就労状況の増加等が考えられる。しかしながら、一時預かりの教室を園舎内に置き、園児が生活している場所で、一時預かりを実施することで、園児や保護者が安心感を得られる環境は好評である。また、早朝預かりを開始し、保護者のニーズに応えるなどの方策を行ったことで、幼児が充実して過ごせる場、保護者が安心して預けられる場を提供できるよう継続していく。併せて保育料の減免も開始されたため、引き続き利用する家庭が増えている。今後も現状の課題の把握と解消に対応しつつ、さらに、保護者の要望を叶えていけるよう取組を柔軟

	に変化させていく。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	A	A

施策名	【6】夢や志を持ち挑戦する力	担当	学校教育担当
目的	・一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進を図る。		
施策指標	キャリア教育の充実を図り、児童生徒が自分の未来を見据え、社会的・職業的に自立するための基礎を培う。 中学校における社会体験チャレンジ事業終了後の達成度アンケートにおいて、満足度8割以上を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度
	満足した項目 6 / 6	満足した項目 5 / 6 ※事業変更のため令和3年度の数値とする	満足した項目 6 / 6
実施内容	令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したが、コロナ禍で形を変えて実施していた各事業所の思いを受け止め、要望や課題に向き合い、自分たちに何ができるかを考え取り組む「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」を令和5年度も継続して行った。各事業所から中学生に要望や課題をいただき、子供たちがそれを理解、把握し、検討を重ねて対応策を事業所に提案・提供するという体験活動である。令和5年度については、目的意識を明確にして、有意義な取組とすることができた。		
結果・成果・改善事項等	「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」としての取組3年目であり、これまでの社会体験チャレンジとの違いを確認した。自ら創造する体験として、自主的・主体的な取組であり、かつ、社会参加・地域貢献に繋がるものとして令和5年度も取り組んだ。これまで以上に、生徒自身に自主自立の気持ちが育まれ、積極的に取り組む様子が見られた。 地域を知り、地域で育ち、地域と共に生きる生徒達が、自ら社会貢献し、生きる力や考える力を身に付けることは大変重要である。今回の「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」において培われた力を、教育活動全体に生かしていく。この趣旨を踏まえた取組については、今後も継続していく方針であり、さらに自分の考えを創造するだけでなく、自分たちの活動や実績等を発信する力を高める取組を推奨していく。併せて、「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」に向けて、生徒自身の目的意識を明確にすること、事業開始の目的を改めて指導し事業に臨んだ。		

以下は、プロジェクト終了後の達成度アンケートの質問内容と結果である。

- 1 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して学びを深めることができた。
- 2 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して地域の活性化に貢献できた。
- 3 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して社会貢献ができた。
- 4 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して生きる力や考える力を育むことができた。
- 5 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して準備・提案などの大切さを知ることができた。
- 6 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを行い、良かったと思う。

5 が最も良い	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6
5	131	104	102	107	142	138
4	33	56	52	46	25	27
3	5	10	17	16	7	8
2	2	4	3	5	0	1
1	4	1	1	1	1	1
4・5 の人数	164	160	154	153	167	165
4・5 の割合	93.7%	91.4%	88.0%	87.4%	95.4%	94.3%

事業後のアンケートでは、「NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して学びを深めることができた。」の項目で 93.7%の結果であった。それぞれの職場で仕事に関与したり、事業者の方からの助言を聞いたり、実際に自分たちが立案したものが実現したりすることで、充実感や達成感を得るとともに、将来への目標を持つための機会となっている。

また、質問項目 5「NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して、準備・提案などの大切さを知ることができた」の項目の結果が、6 項目の中では最も高い。NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して、準備・提案を事前にきちんとした形で行い、自分たちの考えを具現化し、社会に貢献する成功体験を得ることができた。

コロナ禍でもキャリア教育の一環として実施した NAMEGAWA ドリームプロジェクトは、生徒の職業観や主体性を高める有意義な取組となった。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【7】学校における指導体制の改善		担当	学校教育担当
目的	・教職員の不祥事根絶のための取組を、より一層強化し、引き続き不祥事0を継続する。 ・教職員の負担軽減を目指し、校内の組織力を高めるとともに、教職員にも働き方改革の意識を持たせる。			
施策指標	滑川町の教職員における不祥事0を継続させ、児童生徒や地域からの信頼を高める。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	不祥事 0件	不祥事 0件	不祥事 0件	
	教職員の在校等時間を減少させ、負担軽減を図り、働き方改革を推進する。現在の在校等時間の全校平均を5時間以上減少させる。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	小学校上位3月の平均 45時間 中学校上位3月の平均 45時間	小学校上位3月の平均 55.2時間 中学校上位3月の平均 50時間	小学校上位3月の平均 41時間 中学校上位3月の平均 36時間	
実施内容	(1) 町独自の不祥事防止研修会を開催する。各校において事例研修を行うなど、当事者意識を高めるような研修会を行う。保護者と教職員の考えが共有できるようアンガーマネジメントに取り組む。 (2) 教職員の在校等時間を減少させるために、町内での働き方改革を推進している。勤怠管理システムの活用、定時退勤推奨ウィーク、時間外在校等時間45時間体験、朝の活動の原則禁止、閉庁日の増加などに取組み、さらにある働き方改革を推進する。			
	(1) 本町の不祥事発生件数については0件である。校長会において不祥事防止に関する事例の周知を行い、各校へ注意喚起を図った。町内の若手職員に向けて、4月23日、26日、5月1日に不祥事防止研修を行い、夏季休業中には町内全職員を対象としたアンガーマネジメントに関する研修を行った。			

【町研修について】

○不祥事防止研修の主な内容について

- ・教師とは（県内の不祥事、懲戒処分、事例研修）
- ・意識して欲しいこと（教師の発言から見る不祥事、人権意識、職場環境）
- ・課題となること（認知の歪み、性暴力）

○町教職員全員対象の研修

不祥事を防止するために、教職員の人権感覚の育成が必要であると考え、令和5年度は「ストレスマネジメント」についての研修を行った。その中でも、教職員が「ストレスマネジメント」に取り組むことにより、暴言や暴力での不祥事を防止するだけでなく、児童生徒と接する際の教師としての在り方について学ぶことができた。

※講師 早稲田大学 人間科学術院 教授 嶋田 洋徳 様

(2) 教職員の時間外在校等時間の減少について、過労死ラインである月80時間を超える職員は減ってきている。しかし、町の働き方改革基本方針にある45時間以下の職員は少ない。昨年度の町の取組は以下のとおりである。

- ①時間外在校等時間45時間体験（1人につき、1週間を1回）
- ②ふれあいデーの継続実施（定時退勤日：月1）
- ③定時退勤ウィーク（各校1年のどこかで1週間）
- ④朝の活動の原則禁止（10月～）
- ⑤学校閉庁日（8／11～8／16、11／14）
- ⑥授業時数の見直し（11月より小2の6時間目をカット）

【上位3ヶ月の時間外在校等時間の平均】（在校等時間が長い3ヶ月の平均）

	小学校	中学校
令和5年度	41時間	36時間
前年度対比	(差なし)	-3時間

【令和5年度中の時間外在校等時間の平均】（年間）

	小学校	中学校
令和5年度	31時間	27時間
前年度対比	(差なし)	-3時間

	在校等時間の把握について、勤怠システムを用いて客観的に行っている。令和5年度においては、アフターコロナ初年度であるが、行事の精選や授業時数の見直しなど年度途中でもできる取組を進めることができている。 時間外在校等時間の長い月の平均でも45時間を切ることができている。次年度への取組として、勤務時間外の電話対応の見直しを課題として、円滑に進められるよう、町としても働き方改革を推進していき、施策目標の達成を継続する。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【８】家庭・地域の力を生かした教育の推進		担当	学校教育担当
目的	・コミュニティスクール ^{注11} の充実を図り、地域との協働活動を実施し、地域とともにある学校を目指す。 ・交通安全教室に地域の参加も得ることで連携強化を図る。 ・通学ボランティアの人数増を図り、児童生徒が安心して登下校できる状況を確保する。			
施策指標	地域との連携事業を実施し、地域とともにある学校を目指す。			
	目標値 令和７年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和５年度	
	小中学校 合計１０件	小中学校 合計０件	小中学校 合計２６件	
	交通安全教室への地域の参加を、家庭数の１割以上の参加割合とする。			
	目標値 令和７年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和５年度	
	家庭数の参加割合 １０％以上 (家庭数・地域住民参加人数/該当学年の家庭数)	家庭数の参加割合 ０％	家庭数の参加割合 １．１％	
	通学ボランティアを現人数の２割増を目指す。			
	目標値 令和７年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和５年度	
	８０人	６２人	宮小２４人（＋１） 福小１４人（－４） 月小１７人（－１） 合計５５人	
実施内容	(1) 地域連携を進め、地域で育ち、地域を知り、地域を愛す児童生徒を育成していくために多様な経験を通して、多様な考えや価値観に触れることで、子供たちの見識を深め、生きる力を育む取組を進めていく。また、学校が地域の核となるよう地域との連携を深め、地域の活性化につながるような取組を進める。 (2) 事故を減らす取組として実施している交通安全教室に地域からの参加を促し、町全体で小中学生の安全を守る取組を推進する。 (3) 通学ボランティアの人数を増加させることにより、児童生徒の通学における安全を守る環境のさらなる充実を図る。また、そのための取組を各校と協力して実施する。			

(1) コミュニティスクールは、滑川中学校が令和5年度で3年目に入り、地域との連携をより充実させている。一町一中学校であるため、滑川中学校のコミュニティスクールと各小学校との連携を意識して取組を進めている。令和5年度は福田小学校がコミュニティスクールとなり、令和6年度には、町内全校でコミュニティスクール導入が完了する予定である。

新型コロナウイルス感染症が第5類になり、例年に比べ事業数を増やし、地域と児童生徒が関わりをもつ機会を増やすことができた。単に地域の方が来校するだけでなく、児童生徒が地域に出向く機会も増え、地域との連携・協働の意義を踏まえた取組ができた。各活動の目標を地域と教職員、児童生徒で共有し、継続的に取組を進めていく。各校で実施することのできた事業は、以下のとおりである。

ミヤコタナゴ自然復帰プロジェクト	防災教育（段ボールベッド）
沼環境整備	特別支援子ども大学
米作り体験	赤ちゃんふれあい体験
ひまわりの里づくり活動	ストレスマネジメント教育
NAMEGAWA ドリームプロジェクト	公民教育
自転車安全教育	ボランティア体験
中高連携（滑総・松女）	健康教育
食育教育	歯科教育
がん教育	性に関する指導
水分補給学習	校内除草
読み聞かせボランティア	竹であそぼう
放課後子供教室	外来種駆除大作戦（ザリガニつり）
吹奏楽演奏（町行事へ参加）	森林公園階段アート

(2) 通学における小学校1年生（徒歩）や中学校1年生（自転車）は初めての通学経験で、特に中学校1年生は、自転車の運転にも不慣れで、年度当初は登下校中の事故も多く、配慮が必要である。交通事故防止のため、日常からの交通安全指導は継続的に行い、交通安全教室において、東松山警察署と交通指導員の方だけでなく、地元企業のアサヒロジスティクス（株）の全面的な協力を得て、企業の

評価	職員研修会場で交通安全教室を実施した。 普段、登校の様子を見ている交通指導員の方々にも参加いただいたことで、改善すべき点などの指導もいただくことができ、効果的な指導機会となった。家庭・地域からの参加人数をさらに増やすことで、学校現場だけでなく、日頃から交通安全指導の意識が広がり、交通事故防止につながる。今後は事業内容を学校から周知し、地域、保護者への呼びかけを行っていく。 (3) 現在、宮前小24人、福田小14人、月の輪小17人の通学ボランティアがおり、合計で55人の通学ボランティアの方に子供たちの安全を見守っていただいている。通学ボランティアの数は減少傾向にあるため、通学ボランティアの増員が課題である。令和5年度からスクールバスが導入されたため、通学ボランティアの役割を明確にしながら、各校からの呼びかけだけでなく、町の広報を活用したり、民生児童委員の会議等での呼びかけをしたりしている。今後も継続的な応募を行い、人材確保に努める。 各学校では日頃の感謝の気持ちを手紙等にし、通学ボランティアの方々や交通指導員さんに伝えることで、地域と繋がる取組の一つとして行っている。		
	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【9】学びを支える環境づくり		担当	学校教育担当 教育総務担当
目的	教育内容や教育方法の変化に対応した多様な学習内容・学習形態に適応する施設や設備の整備の推進や学校図書館の整備・充実を図る。			
施策指標	高ストレスの職員0にすることで、健康で明るく働ける職場づくりを目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	高ストレス教職員 割合0%	高ストレス教職員 割合5.7%	高ストレス教職員 割合11.7%	
	ICT 機器を活用した学習形態に対応した授業を行うためデジタル教科書を全教科数の半分の整備を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	整備率 50%	各校の整備率 0.56% 2／360	各校の整備率 16.11% 58／360	
	多様な学習内容や学習形態に対応するため、授業支援用の ICT 機器（電子黒板、プロジェクター）をすべての普通教室へ設置する。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	4校／4校	1校／4校	2校／4校	
	実施内容	(1) 教職員のストレスチェックを夏季、冬季の2回行う。職員のストレスによる心の状態の現状把握を行い、高ストレスの職員を支援する。 (2) デジタル教科書をそれぞれの教科で導入することにより、視覚的に理解を深めることが可能となり、効果的な学習を行うことができる。 (3) 効果的な授業実践ができるよう、授業支援用の ICT 機器を全ての普通教室へ設置を進め、学習環境の公平性を確保する。		

- (1) 滑川町教職員全体における高ストレス者の割合は11.7%であり、昨年度と比較すると4.4%増加している。また、1日の在校時間を見ていくと、80時間超の職員についてはゼロになった。
- 45時間超の職員は、小学校は休日を含んでも減少している。一方、中学校は平日のみは減少しているが、休日を含む場合は増加している。高ストレス者の増加の原因として、部活動指導、保護者対応、対処困難な児童・生徒へのストレスがあり、これらの改善については学校のみでなく、教育委員会や福祉課等の関係機関と連携して解決していかなければならない。また、仕事の偏りや教職員の力量や経験によっても要因は異なるので、管理職と共に考え、対策を講じていく。
- 在校等時間が長い職員は減少しているが、本町のストレスチェックでの値は上昇する結果となっている。引き続き、ストレスチェックの実施率については、継続して100%にしていくが、日頃の面談や聞き取りなどからメンタルヘルスケアに努め、全ての教職員が健やかに明るく働ける環境づくりを進めていく。
- (2) デジタル教科書を導入することで、視覚的に学習内容の理解を促進する体制整備を進めている。授業者からも実践後の聞き取り等を行い、その効果等を検証しながら、学校と協議して導入をする教科等を検討している。
- 全教科（小学校8教科（小1・小2：7教科、小3・小4：8教科、小5・小6：10教科）、中学校10教科）に対して50%の導入を目標に整備を進めている。なお、令和5年度についても、文部科学省の「学びの保証・充実のための学習用デジタル教科書の実証事業」に参加し、引き続きデジタル教科書の導入を推進している。
- 令和5年度の導入状況は以下のとおりである。
- 【導入状況】 58／360**
- 《宮前小》
- 児童用：算数1，2，3，4，5，6年
- 教師用：国語1，2，3，4，5，6年 算数1，2，3，4，5，6年
社会5，6年
外国語5，6年
- 《福田小》
- 児童用：算数5，6年 外国語5，6年
- 教師用：国語1，2，3，4，5，6年 算数1，2，3，4，5，6年
社会5，6年 外国語5，6年 体育3，4，5，6年
外国語5，6年 道徳1，2，3，4，5，6年

《月の輪小》

○児童用：算数 1， 2， 3， 4， 5， 6 年

●教師用：国語 1， 2， 3， 4， 5， 6 年 算数 1， 2， 3， 4， 5， 6 年
社会 3， 4， 5， 6 年 生活 1， 2 年 理科 3， 4， 5， 6 年
音楽 1， 2， 3， 4， 5， 6 年 体育 3， 4， 5， 6 年
外国語 3， 4， 5， 6 年 道徳 1， 2 年

《滑川中》

○生徒用：数学 1， 2， 3 年

●教師用：英語 1， 2， 3 年

(3) 滑川町における ICT の活用状況は、県内の他の市町村と比べて、児童生徒だけでなく、教職員に関しても活用頻度も高く、有効的な活用が図られている。導入当初は若手職員を中心に活用を進めていたが、委託業者から直接学校への ICT 機器の説明してもらう機会を設け、ICT 活用の特徴や利便性の理解を深めた。また、町の幼小中合同研修会で ICT の活用方法について、授業実践の情報交換をしたりすることで、キャリア段階が高い教職員の活用頻度も高まってきた。また、児童生徒に関しては、どの学校でも週に 3～4 日の利用実績があり、活用頻度も高まっている。しかしながら、ICT 機器を使うことが目的になり、児童生徒への学習内容の理解が二の次にならないよう、教育委員会や管理職からも指導・助言をした。

「授業で、P C ・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」の質問項目についてのアンケート結果は以下のとおりである。町内では週 1 回から週 3 回の利用が多い。

【ICT の授業での活用頻度（小学校）】

選択肢		児童数	児童数の割合 (%)
1	ほぼ毎日	24	11.7
2	週 3 回以上	72	35.1
3	週 1 回以上	82	40.0
4	月 1 回以上	23	11.2
5	月 1 回未満	4	2.0

【ICT の授業での活用頻度（中学校）】

選択肢		生徒数	生徒数の割合 (%)
1	ほぼ毎日	46	25.7
2	週3回以上	101	56.4
3	週1回以上	24	13.4
4	月1回以上	4	2.2
5	月1回未満	4	2.2

普通教室に設置する授業支援用の ICT 機器の整備状況については、月の輪小は3年生以上の全クラスにプロジェクターを設置しており、滑川中には東校舎の全教室と本校舎の4階の普通教室に全て設置している。宮前小は児童増加により校舎を増築したが、ここの普通教室全てに機器を整備し全クラス設置を維持した。福田小も全クラスに設置済となっている。

ICT 機器の整備を推進することで、授業改善を図ることができることはもちろんのこと、授業以外の場面でも活用することができ、教職員の負担軽減につながるため、授業準備をする時間を確保できる利点も生まれている。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【10】学び続ける環境の整備		担当	生涯学習担当 図書館担当
目的	・町民の多様なニーズに対応するため、情報収集に努めるとともに、公民館教室や講演会等の充実を図る。また、いくつになっても学べる機会があることにより、町民の学習意欲や知識の向上、仲間作りや生きがいに繋がることを目的とする。 ・学習機会と読書推進の場を積極的に提供することにより、子供から大人まであらゆる世代の知識の要求に応える。また、図書館が有効活用されることで、住民の文化的で豊かな人生の一助となることを目的としている。			
施策指標	公民館教室等の参加人数の増員を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	大人向け450人 子供向け150人	大人向け439人 子供向け129人	大人向け304人 子供向け56人	
	図書館事業「おはなし会」の参加人数の増加を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和5年度	
	680人（年）	647人（年）	521人（年）	
実施内容	<公民館事業> (1) 公民館教室 ・前期5月～7月 5教室開講 「書道」「色々な薬膳料理」「やさしい菊作り」「文化財を巡る旅」「ヨガ」 ・後期10月～12月 6教室開講 「美文字」「エクササイズ」「コーヒーの楽しみ方～クリスマス編～」「スマホ」 「歌と健康」「クリスマスハーバリウム」 ・子供対象の公民館教室 7月26日 自分でお弁当を作ってみよう（福田小学校） 8月 7日 自分でお弁当を作ってみよう（宮前小学校） 8月16日 自分でお弁当を作ってみよう（月の輪小学校） 8月23日 ペットボトルでフラワーアレンジメント			

	1 2 月 2 4 日 書初め教室 (2) 公民館講演会 1 0 月 1 日 演題：「気候変動と対応策」 講師：依田 司 <図書館事業> (1) おはなし会 読み聞かせボランティア団体（2団体）の協力のもと、月3回を基本として実施した。 また、季節の行事やイベントに合わせ、7月七夕おはなし会、11月図書館まつりおはなし会、12月クリスマスおはなし会、3月図書館さくらまつりおはなし会等を実施した。 (2) 保健センターブックスタート事業への協賛 ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をプレゼントする活動である。滑川町では、保健センターが実施する4ヵ月児健診時に協力参加する連携事業であるが、令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった。 (3) 団体貸出（巡回） 図書館の本を多くの方に活用してもらうために、町内の児童施設に図書のセットをつくり、9月から3月までに施設間で巡回する取り組みをした。 (4) 滑川町図書館ポップコンテスト 2023 令和5年度で2回目の開催である。令和4年度に引き続き、立正大学熊谷図書館と共催で実施した。 7月21日から9月1日までの期間で、町内の小学生、中学生を対象に、おすすめの本の紹介カード“ポップ”を募集した。 小学校低学年ブロック、小学校中学年ブロック、小学校高学年ブロック及び中学生ブロックごとに審査を行い、最優秀賞作品1点、優秀賞作品2点、立正大学熊谷図書館賞作品1点をそれぞれ選出し、受賞作品の応募者に賞状と賞品を授与した。なお、応募作品に一部については、図書館内にて、実際に図書の紹介に活用した。
--	---

	な本を読んでもらえるようにした。参加施設からは、幼児や児童に人気のある本についての報告があった。また、「折紙や制作についての本があると良い」「年齢にあった本を入れてほしい」等の要望があったので、次年度は選書や巡回ルートを見直し、各施設のニーズに合わせて実施する。 (4) ポップコンテストにおいては、各学校へチラシの配付、町内施設へのポスターを掲示等で周知し、応募数の増加を図った。また、滑川中学校協力のもと、中学生はポップの作成を宿題とした。小学校の低学年ブロック 16 点、中学年ブロック 18 点、高学年ブロック 10 点、中学生ブロック 337 点の応募があり、合計で 381 点となった。 コンテスト終了後、応募されたポップは、館内に本と一緒に飾ることで、本の貸出数増加へとつながった。 (5) 令和 5 年度の電子図書館利用登録者数は 2,657 人（滑川町：362 人）となり、7 市町の電子図書館利用登録者数の目標が 6,000 人のところ達成率は 44%（滑川町：目標 575 人・達成率 63%）だった。10 月 14 日から 11 月 25 日の期間で 7 市町合同イベントを開催し、滑川町では操作説明会及び電子絵本を活用したおはなし会を実施した。 令和 6 年度は、参加市町の小中学校と連携し、電子図書館を朝読書や調べものの学習に活用してもらうための環境整備を行う。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【 1 1 】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護		担当	生涯学習担当 文化財保護担当
目的	・ 学習や文化活動の機会を提供し、サークル活動を推進すると共に、その成果を発表する機会や文化祭等を開催することで、文化芸術活動の充実を図り、住民の参加意欲の向上を図る。 ・ 長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化遺産を、後世に継承するため、永く保護、保存し、広く活用を図ることにより、住民の文化的な生活向上に資する。			
施策指標	公民館施設を利用して、自主的に活動する団体数の増加を目指す。			
	目標値 令和 7 年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和 5 年度	
	8 0 団体	7 7 団体	5 8 団体	
	エコミュージアムセンターでの文化財展の入館者の増加を目指す。			
	目標値 令和 7 年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和 5 年度	
	3 0 0 人	2 4 8 人	3 4 1 人	
実施内容	<生涯学習担当の取組> (1) 公民館事業 ・ 5 月 1 3 日 第 4 3 回子どもまつり 飲食なし ・ 1 0 月 1 日 公民館講演会 ・ 1 1 月 1 日 第 4 5 回滑川町文化祭（～ 3 日） ・ 1 1 月 2 5 日 七つの祝い 式典・アトラクション 2 部制 ・ 1 月 7 日 二十歳の祝い（旧成人式） ・ 1 月 1 3 日 郷土かるた大会 ・ 1 月 2 8 日 囲碁将棋大会 ・ 3 月 2 日 文化活動発表会 (2) クラブ・サークルについては、コミュニティセンターを活動の場として町民の文化芸術活動や、趣味などを共有する人たちの集まりとして、その組織の育成を図るとともに、公民館教室などをきっかけに、新規のクラブ・サークルの設立を支援してきた。また、各クラブ・サークルの会員募集のため、会員募集の			

上記の事業の他、公民館教室をニーズや季節を勘案して開講した。その他の生涯学習に係る、「10代からのメッセージ」などの事業はそれぞれの目的に即して、多くの町民が興味をもち参加できるよう継続して実施する。

(2) 公民館利用サークルは、令和5年度末59団体から58団体と、減少傾向であり、中には年齢層が高く活動を休止しているグループも見受けられる。しかし、活動中のサークルについては、自主運営も成熟し活発な活動をしている。令和5年度は、公民館教室をきっかけに美文字サークルが新たに結成された。また各クラブ・サークル活動の充実のため、会員募集の町内回覧と、8月にサークルの希望をつのり、サークル活動体験会を開催した。より広く活動内容を周知し、住民の参加意欲の啓発を図った。

(3) 文化財展示においては、下表のとおり2つの展示を開催し、文化財展示の入館者は延べ合計341人となった。新たに指定となった太政官高札について、多くの方に周知することができた。目標値300人を越えることができたが、今後も定期的に文化財展示を実施し、大人から子供まで幅広い層への文化財の普及啓発も努めていく。

日時	展示名	来場者数	開催日数
10月11日～ 10月15日	比企地区巡回文化財展 比企の杜・神社と文化財・	53人	5日
12月1日～ 1月31日	令和5年度新指定文化財展 (太政官高札展)	288人	43日

(4) 文化財の保護、活用においては、埋蔵文化財の保護を目的とした試掘調査を以下のとおり実施した。3月には、宮前遺跡の発掘調査報告書を刊行した。開発により破壊される恐れのある埋蔵文化財について保護・記録保存を行うことができた。また、国指定重要文化財木造阿弥陀如来坐像の公開・解説を以下のとおり実施した。各団体・個人の方に公開・解説を行い、活用を図れた。

① 試掘調査の結果 住宅8件 民間開発1件 合計9件

② 泉福寺阿弥陀如来坐像参拝者に対する解説

個人4件 団体2件 合計6件 48人

③ 宮前遺跡調査の記録保存

宮前遺跡調査の発掘調査報告書の刊行

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【１２】スポーツ・レクリエーション活動の推進		担当	生涯スポーツ担当
目的	・スポーツ・レクリエーション活動を身近なものとし、町民の健康の保持と体力の維持向上を図る。 ・施設利用希望者等に情報を提供し、新規の活動団体の増加、体育施設利用の充実化を図り、スポーツ・レクリエーションを推進する。			
施策指標	町内で活動するスポーツ団体の増加を目指す。			
	目標値 令和７年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和５年度	
	４０団体	３５団体	５２団体	
	町内で開催されるスポーツ大会の開催回数の増加を目指す。			
	目標値 令和７年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和５年度	
	５０回/年	４７回/年	４１回/年 ２回/中止	
実施内容	(1) 町内の社会体育施設の利用を希望する団体・個人に、施設の利用情報や加入可能な団体の情報を提供し、施設利用枠の調整を行うことで、町内で活動するスポーツ団体の支援及び各種スポーツの競技人口の増加を図った。 競技ごとのスポーツ団体数(団体登録または、活動の実態が確認できている団体。)			
	競技名	団体数	競技名	団体数
	バレーボール	９	卓球	３
	バスケットボール	５	空手	３
	サッカー	６	インディアカ	２
	体操・新体操・レク	４	ボッチャ	２
	バドミントン	３	太極拳	１
	野球	３	硬式テニス	１
	陸上	３	ソフトテニス	１
	ソフトボール	３	グラウンド・ゴルフ	１
	剣道	２	合計	５２

	(2) 各種目の団体が町内で大会を開催する際に、会場となる施設の確保や、大会で使用する備品の貸出等を行い、スムーズな大会運営及び準備ができるよう支援をした。 (3) 令和4年度に、新規事業としてボッチャ講習会を開催した。これをきっかけに令和5年度には大字や老人会等からの希望により、地区への訪問の講習および講師の派遣を行うことで、幅広い層の方々にスポーツに触れてもらう機会を提供し、スポーツを通じた交流や健康増進を促進した。(令和5年度訪問実績：老人会2地区・大字3地区)		
結果・成果・改善事項等	(1) 令和5年度には、滑川町総合体育館も、新型コロナウイルスワクチン接種事業の集団接種会場としての会場利用が終了し、従来どおりの施設開放を行うことができた。当該年度ではバスケットボールの団体が3団体活動休止となったが、活動を再開した団体が3団体、新規で活動を開始した団体が2団体あり、合計では令和4年度と比較して2団体増となった。引き続き、新規の利用希望団体に対して、既存団体との施設利用時間の調整を図り、新規団体の活動機会を創設することで、幅広く町民の方がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を増やし、健康の保持と体力の維持向上の推進に寄与することができた。健康づくりや福祉の担当とも連携し、健康増進のための教室・団体の増加を図る。 (2) 大会・イベント等開催のための感染防止対策チェックリスト等を提供するとともに、学校やスポーツ協会、スポーツ少年団などの大会・イベントの開催を希望する団体に対して、開催方法の相談・会場調整等を行い、大会・イベントの運営を支援することができた。 (3) 令和4年度から新規で開始したボッチャ講習を、令和5年度には希望する地区へ出張で講習を行った。また、町内のボッチャ団体に依頼し、講師の派遣を行うことで、町内で活動する団体の支援や、地区の交流活動に寄与することができた。		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	A	A

第 3 部

教育に関し学識経験を有する者の意見

事務の点検・評価に当たっては、客観性を確保する観点から、立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 門脇 大輔 氏 と 埼玉県立小川げんきプラザ 所長 八木原 利幸 氏 に評価者を依頼し、評価及びそれに関する御意見をいただいている。

主な意見は、以下のとおりである。

1 全体として

滑川町教育委員会は、町として具体的な教育活動を展開するために、国や埼玉県の教育行政重点施策を基に独自の施策を策定し、町の教育活動を展開しながら成果を挙げてきている。

令和5年度は、5か年計画「第3期滑川町教育振興基本計画」の3年目の年となり、昨年度の反省等を生かし更なる推進を図る年である。町づくりの目標である「住んでよかったまち 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへ ―チーム滑川での教育―」を目標とし、具体的施策の下、確実な実践をしていくことが今後も期待される。

施策の確実な実現には、有効かつ効率的な進展が図れるよう工夫しながら、事業に取り組まなければならない。滑川町教育委員会としての取組だけでなく、町民からの要望等にも応えるため、学校等と連携して、前向な姿勢での継続が必要であり、実践に繋げていくことが重要である。

3年目の取組を見ると、教育委員会事務事業の点検・評価制度の導入意義を理解し、実績を適切にまとめ、一年間の成果について明確に説明することができている。

教育に関する成果は直ぐに出るものではないため、滑川町の実態に合った取組を継続して行う必要がある。また継続する中で、常に工夫・改善を実施していくことによってより良い成果として現れていくものである。

滑川町の職員は、施策の実現のため、町の実態に即した新たな取組を導入しながら、事業を進めている。令和5年度はアフターコロナの状況下で、目的と手段を明確にしながら、町民や子供たちに何ができるのかを考え、教育委員会として様々な工夫をしながら、事業に取り組んでいる姿が素晴らしい。

また、教育委員と教育委員会事務局が一体となり課題に取り組んでおり、「チーム」として一貫性を持つことで、全ての事業に対して「町のために」「子供たちのために」という同じ方向を向いて取り組んでいる。今後も、その姿勢を維持しながら、各施策の推進に取り組むことが重要である。

2 考えたいこと

第3期滑川町教育振興基本計画として3年目の取組である。新たな目標に対して取り組んだ結果の検証と、成果を踏まえた施策の見直しとともに、県の教育振興基本計画との整合性を意識した施策の検討が重要となる。これらの施策を具現化するための目的意識や目標達成へのプロセスの検討を経て、実践に期待する。

今年度は、目標に対して直結していないものもあった。スモールステップの目標設定をすると共に、目標達成のための対策を具体的にしておく必要がある。

アフターコロナである今年度は、既存の事業を見直し、町の実態に即して新たに取り組んだ事業等、現状維持だけにとらわれず、その都度状況を鑑み実践する必要がある。分析し、その結果を用いた実践を行い、活動の場の点検・評価を行うことにより、教育活動がより活性化されることを望む。

3 第一部 教育委員会会議及び教育委員の活動

- ・アフターコロナとなり、諸会議の開催や学校訪問等を積極的に実施している。隙間ない教育行政を行う意識のもと、活動を展開することができている。

- ・事務局が、町の教育課題について焦点を明確にした情報提供を行うことで、幼稚園、小・中学校の課題が共有されている。課題解決に向けて実情を適確に捉え、活動を進めることができている。

- ・各施策において「教育委員」による点検・評価が導入されており「滑川町教育委員会」として自らの事業に対して見直しを行う良い機会だと感じる。

- ・現場に足を運ぶ機会を多くもつことで、情報共有がスムーズに行うことができている。

4 第二部 教育委員会の主要施策

【1】確かな学力を育む教育の推進

- ・授業者と子供たちとの認識のずれが、学力向上に密接に関係している。勉強好きの子供たちを育てるために、学ぶことの本質を教師自身が理解していく必要がある。教師側の視点だけでなく、児童生徒側の視点を含めて、どれくらい学びを深められたかに重点をおいた職員研修を実践していくべきである。併せて、言語活動を充実させていく環境づくりも進めていく。滑川町は新聞が各教室に配付されているので、有効的に活用していくとよい。

- ・県学力・学習状況調査の質問紙の内容で、勉強をする理由の「楽しい・好き」の順位が学年が上がるにつれて低くなっているのは、勉強をやらなければいけないという杞憂する状況だけではなく、魅力的な学習や子供たちの思考を活発にさせるような学びができているかに視点を向け、改善していくとよい。

- ・授業改善に向けて多くの職員研修が各学校や町単位でも行われており、引き続き実施していくことが重要である。

【2】豊かな心を育む教育の推進

- ・「規律ある態度」の達成目標が、具体的な行動目標として設定されている。児童生徒に規律ある態度を身に付けさせるためには、体験的な活動が必要である。
- ・各項目に関して、教科横断的な視点をもって教職員が取組を進めていくことが望ましい。学校からの啓発だけでなく、家庭の協力も必要不可欠である。
- ・いじめは未然防止だけでなく、いじめを把握した場合の組織的対応にも、注力していかなければならない。教職員のいじめに対する積極的な認知、教職員の危機管理意識の醸成が必要である。
- ・「いじめ」の件数として、解消率が100%であることは素晴らしい。報告として挙がってこない可能性も念頭に置いて常に情報収集を行い、表面化させることが重要である。

【3】健やかな体を育む教育の推進

- ・朝食欠食0を目指すためには、学校からの呼びかけを行うだけでなく、家庭の協力も必要不可欠である。
- ・朝食を摂っている児童生徒を増やす視点と共に、朝食を全く摂っていない児童生徒に対してのアプローチが必要である。
- ・具体的な取組として、一口でも口にできるようにすること。朝食を摂ることに対するハードルを下げる取組が必要である。
- ・食に関する指導について、学校と企業の連携した取組の実践など外部の人材の活用を考えるとよい。
- ・新体力テストの結果を基に分析を行っている。投力向上のために、基本的な投げ方の習得や投げる動作の運動機会を確保し、さらにICT機器を使って動画を撮影し、自分の動作を客観的に捉え、有効活用して取組を行っていくことで課題が改善される。

【4】教育的ニーズに応じた教育の推進

- ・本町の不登校児童生徒は、近年増加傾向にある。町として福祉課や保健センターなどと協力を得ながら取組を進めることができている。
- ・中学校で開設している「学習支援室つぼみ」については、埼玉県内でも先進的な取組であり、素晴らしい取組である。
- ・町の教育相談部会や校内の分掌組織などが、目標を持って取組を進めていることはよい。教職員が主体となって取組を進めることができることがわかる。
- ・「親の学習」は、個人への面談及び相談受付ではなく、指導者と参加者が全員でつくっていく参加型のプログラムである。実施回数の増加が望まれるが、保健センターでの講習の形式が変更したことにより、減少することとなった。就学時健診での家庭教育学級では、家庭教育アドバイザーからの講演及びグルー

ブ協議等を開催し、令和5年度は月の輪小学校でもグループ協議を行うことができた。今後も、家庭教育の重要性について継続的に働きかけることが大切である。

【5】円滑で継続性・連続性のある教育の推進

- ・幼少期から中学校卒業までを見越した取組を行うことができている。また、幼稚園、保育所から小学校への情報連携及び小学校から中学校への情報連携を、今後も継続して進めることが重要である。さらに就学前の子供たちと小学校5年生との交流を図ることで、翌年度小学校1年生と6年生との関係を就学前から構築することができる。

- ・幼稚園の一時預かりについて、昨年度より利用者が減ってしまっているが、早朝預かりや園の行事を充実させるなど、保護者のニーズを把握し、適切に対応している。

【6】夢や志を持ち挑戦する力

- ・「NAMAGAWA ドリームプロジェクト」の取組は、県内でも先進的な取組である。3年目の取組として、プロジェクトに対する思いや活動の目的など、生徒に十分理解させ、探究学習がより深まる事業となっている。

- ・地域とのつながりを持ち、地域に貢献する素晴らしい事業である。

【7】学校における指導体制の改善

- ・教職員の不祥事防止及び負担軽減は、喫緊の課題である。

- ・不祥事発生件数が、0件であることはよいことである。

- ・町として時間外等在校時間が減少していることはよいことである、町では認めていないと思うが、持ち帰りの仕事が発生しないように支援してほしい。

- ・教育公務員としての自覚をもたせることは重要なことである。不祥事防止についての研修や教職員の平均年齢が若いという町の実情に合わせた研修を行うことができている。

- ・勤務時間外の対応について、留守番電話の導入など具体的な取組を進めていくことが重要である。

- ・働き方改革の目的である子供たちと向き合う時間の確保や教材研究の時間の確保を念頭に置いて、取組を推進していくことが望ましい。

【8】家庭・地域の力を生かした教育の推進

- ・学校運営協議会を発展させていくためには、一町一中学校の強みを生かし中学校を核とした諸活動の方針を、各小学校や町の事業等に反映することが効果的であると考えます。また、令和6年度には全校がコミュニティスクールになるということで、より地域をと協働した学校経営を期待している。

- ・安全教育に関しては、スクールバスの運行に伴い見守りボランティア等の必要人数を改めて確認し、人材を確保していくことが重要である。

【9】学びを支える環境づくり

- ・高ストレス教職員が増加している原因を明らかにして、学校内だけでなく、町全体としてサポートしていく必要がある。
- ・ストレスを感じる原因について、教職員の経験不足も要因の一つであると考えられるため、指導力を向上させることもストレスの軽減に繋がるものである。

【10】学び続ける環境の整備

- ・公民館講演会にて「気候変動と対応策」という、町の地域課題解決を主題とした講演会を開くことができた。今後も公民館教室等においても、同様に町の課題解決に連動した教室等の開催を検討し、開催してほしい。
- ・滑川町図書館ポップコンテストについて、子供の読書推進活動として大変良い取組なので、今後も継続して開催してほしい。また、小学校の国語科の授業でポップ作成を取り入れると、小学生の応募数の増加にもつながるのではないかな。
- ・電子図書館「比企eライブラリ」の学校連携事業について、児童生徒が簡単にアクセスすることができることや、読み放題の電子書籍は一度に何人でも同じ書籍を読むことができることから、朝読書活動等に活用することができる良い取組だと思う。また、現在は電子書籍が約1,000点とのことだが、今後も書籍数が増えるといいと思う。

【11】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護

- ・公民館施設を利用し、文化・芸術の意識を高め交流を深めるなどの自主的な活動を支援することは、生涯学習を振興する上でとても大切である。文化祭や文化活動発表会などを開催し、町民の活動意欲を喚起する必要がある。
- ・そのためにも、公民館利用サークルの活動団体の実態を把握し、団体の増減ではなく、活動が活発に行われているか、公民館以外の場所で活動している内容はどのようなものがあるかの把握が必要ではないかと思われる。
- ・滑川町には森林公園があり、森林公園の中に貴重な文化財が存在する。今年度の町制施行40周年記念事業の史跡散策ツアーで森林公園内の史跡を巡る計画は、文化財活用として好ましい活動と考える。また、ミヤコタナゴの野生復帰を目指し、環境が良好な森林公園内の沼を、児童生徒ボランティアとともに行う生き物水質調査、竹を使うご飯作り、ザリガニ釣りの「外来種捕獲大作戦」の場として活動することは、素晴らしい環境学習と考える。

【12】スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・活動団体の年代層に若年層が少ないようなので、今後の課題として若年層の団体の活動が増加するための取組を行うことが望ましい。
- ・イベントや大会について、町のスポーツ協会等の加盟団体の定例大会が主となっているようなので、連盟化していない団体等の大会、イベント開催の支援を行うことが望ましい。

5 結びに

令和5年度は、第3期滑川町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の3年目となる。滑川町は、町の総合振興計画におけるまちづくりの目標「住んでよかったまち 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへ ーチーム滑川での教育ー」を推進している。町への誇りと愛着を持つ人の思いをつなぎ、受け継いできた古き良きものと新しい知恵・技術をなくてはならないものとなるよう町民の心にしみ込ませ、社会的・職業的に自立し他者と共生することで、社会に貢献する人材を育成することを目指している。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したことで、ポストコロナ時代となり、コロナ禍で得た事業実施のための知見やノウハウを生かしつつ、目的や手段を再度明確にし、各事業を実施していくことができた。本年度は12の施策のうち4の施策において「A」の評価を得ることができた。

町の実態を的確に把握し、これに即した具体策をもって教育活動を展開し、成果を挙げていること、本報告書により町民への説明責任を果たしていること、そして、取り組んでいる点検・評価が定着し意義のあるものとなり、次年度へ向けての指針となり、新たな方向性が示せていることについて、評価者より評価をいただいた。

今回の評価者からの御指導を生かしながら、施策指標や取組の見直しを行い、より系統적かつ有機的な活動を目指し努力していく。不易と流行を見極めて、目的と手段が混同することのないように、滑川町としての取組をより一層推進していきたい。

国や県の動向及び地域の実情を的確に捉え、学校・家庭・地域が一体となり、第3期滑川町教育振興基本計画を着実に推進していくことで、本町の教育行政の更なる発展を図っていく。

令和5年度 滑川町教育行政重点施策 －施策と重点的な取組－

目標1新しい時代を切り拓いていく「生きる力」を育む
－社会的・職業的に自立するための基礎を培う－

施策1 確かな学力を育む教育の推進

- ①「主体的・対話的で深い学び」等の視点からの授業改善の推進
- ②読書活動の推進
- ③伝統と文化を尊重する教育の推進
- ④情報活用能力の育成

施策2 豊かな心を育む教育の推進

- ①体験活動の推進
- ②規律ある態度の育成
- ③道徳教育の充実
- ④生徒指導体制の充実
- ⑤虐待から子どもを守る取組の推進

施策3 健やかな体を育む教育の推進

- ①食育の推進
- ②基本的な生活習慣の確立に向けた取組
- ③体育的活動の充実

施策4 教育的ニーズに応じた教育の推進

- ①特別支援教育の体制整備
- ②不登校の未然防止の推進
- ③家庭教育に課題を抱える保護者の支援

施策5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

- ①義務教育9年間の系統性のある教育の充実
- ②家庭や地域と連携した幼児教育の推進
- ③幼稚園・保育所等との連携した子育て支援の充実

施策6 夢や志を持ち挑戦する力を育む教育の推進

- ①一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進
- ②社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進

目標2学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図る
—学校・家庭・地域が互いに育て合い、子ども・地域を支える—

施策7 学校における指導体制の改善

- ①教員の資質・能力の向上
- ②学校の組織力の向上
- ③学校評価の効果的な活用

施策8 家庭・地域の力を生かした教育の推進

- ①コミュニティ・スクールの設置とその充実
- ②多様な地域人材と協働した教育活動の推進

施策9 学びを支える環境づくり

- ①教職員の心身の健康の保持増進
- ②学校における働き方改革の推進

目標3いくつになっても共に学び続けられる環境で、生涯学習を充実し、次世代に
引き継ぐ
—町民が町の文化芸術、スポーツを育てる—

施策10 学び続ける環境の整備

- ①多様な学習機会の提供
- ②地域学習の推進を支える人づくり

施策11 文化芸術活動の推進と文化遺産の保護

- ①文化芸術活動への参加の促進
- ②文化遺産の魅力発信と学ぶ機会の充実

施策12 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ①スポーツ・レクリエーション活動の情報発信と充実
- ②スポーツ・レクリエーション活動を活用した地域づくり

施策ごとの主な事業

施策1 確かな学力を育む教育の推進

①「主体的・対話的で深い学び」等の視点からの授業改善の推進

◆子どもが自ら考え、それを表現し、互いに学びを深める授業づくりを行います。

○学力向上推進事業（学校教育担当）

②読書活動の推進

◆子どもたちが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。

○読書活動推進事業（学校教育担当、図書館担当）

③伝統と文化を尊重する教育の推進

◆町の伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深めるとともに、地域資源を活用した教育を通して町への誇りを育みます。

○地域資源活用促進事業（学校教育担当、生涯学習担当）

④情報活用能力の育成

◆1人1台のタブレットPC等の有効活用を図りながら、プログラミング教育を推進し、ICTなどを活用した学習活動を充実するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの指導を行います。

○滑川町ICT推進（学習活動の充実・情報モラル）事業（学校教育担当）

施策2 豊かな心を育む教育の推進

主な取組

①体験活動の推進

◆すべての児童生徒が、在学中に自然、職場勤労・生産、社会奉仕や世代間交流などの体験を、発達段階に応じた様々な活動として行います。

○体験活動推進事業（学校教育担当）

②規律ある態度の育成

◆県学力・学習状況調査における質問紙調査の結果に基づき、幼稚園から中学校を通しての一貫した規律ある態度を育成します。

○学力向上に関する支援事業（学校教育担当）

③道徳教育の充実

◆発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進します。

○道徳教育推進事業（学校教育担当）

④生徒指導体制の充実

◆人間性豊かな教師を育み、児童生徒一人一人の理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関との連携・協働を図ります。

○生徒指導推進事業（学校教育担当）

⑤虐待から子どもを守る取組の推進

◆早期発見・早期対応を図り、家庭・地域、関係機関と連携した児童虐待防止の取組を行います。

○児童虐待防止事業（学校教育担当）

施策3 健やかな体を育む教育の推進

主な取組

①食育の推進

◆子どもたちが望ましい食生活を身に付けるとともに、学校・家庭・地域が連携し、町の特徴的な食文化を生かした取組を取り入れるなど、食に対する関心・理解を深めます。

○朝食欠食0事業（学校教育担当）

②基本的な生活習慣の確立に向けた取組

◆運動・食事・睡眠などの生活習慣を正しく身に付けるとともに、挨拶などの生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断することができるよう取り組みます。

○基本的な生活習慣定着推進事業（学校教育担当）

③体育的活動の充実

◆事故防止や効果的で安全な授業を実施するため、教員の指導力の向上を図ります。また、中学校の運動部活動は、体力と技能の向上を図るだけでなく、好ましい人間関係や学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するように取り組みます。

○事故防止・安全教育推進事業（学校教育担当）

施策4 教育的ニーズに応じた教育の推進

主な取組

①特別支援教育の体制整備

◆発達障害を含む障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、就学前から連続性のある就学相談体制の整備を進めます。また、校内支援体制の確立と学習生活支援員の充実、さらには SC、SSW との連携、ST、OT、PT 等の専門家の活用を図ります。

○特別支援教育推進事業（学校教育担当）

②不登校の未然防止の推進

- ◆中学校で増加する不登校生徒の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。また、学校と家庭の連携を密にするとともに、学校での居場所づくりを推進します。
- 不登校0事業（学校教育担当）

③家庭教育に課題を抱える保護者への支援

- ◆地域における子ども・子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、関係機関の協働を促進することで、保護者の支援を充実させます。
- 子育て支援推進事業（学校教育担当）

施策5円滑で継続性・連続性のある教育の推進

主な取組

①義務教育9年間の系統性のある教育の充実

- ◆小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な連続を推進します。
- 小中合同学力向上推進事業（学校教育担当）

②家庭や地域と連携した幼児教育の推進

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭や地域と連携・協働しつつ、生きる力の基礎を育む幼児教育を推進します。
- 家庭地域連携推進事業（学校教育担当・幼稚園担当）

③幼稚園・保育所等と連携した子育て支援の充実

- ◆幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や機能を活用して、保護者の保育参観を進めるとともに、地域子ども・子育て拠点を充実させ、親としての育ちや子育てについて支援します。
- 子ども・子育て支援事業（学校教育担当・幼稚園担当）

施策6夢や志を持ち挑戦する力を育む教育の推進

主な取組

①一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進

- ◆児童生徒が明確な目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、自らがその活動を記録し、蓄積する教材などを活用しながら発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。また、町内周辺の企業との連携を強化します。
- キャリア教育推進事業（学校教育担当）

②社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進

- ◆社会人・職業人として自立できるよう、地域や企業と連携協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成するとともに、コミュニケーション能力や問題解決能力等を育みます。
- ◆問題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。
- ひまわり活動事業・里山プロジェクト事業の推進
（学校教育担当、生涯学習担当、文化財保護担当）

施策7 学校における指導体制の改善

主な取組

①教員の資質・能力の向上

- ◆新たな学びへの対応である「情報化」に関する知識的な理解を踏まえ、授業における ICT の効果的な活用指導力や、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を目指し、教職員のライフステージに応じた総合的・体系的な研修などを学校内外で充実します。
- 滑川町 I C T 推進（学習活動の充実・情報モラル）事業（学校教育担当）

②学校の組織力の向上

- ◆管理職のリーダーシップの下、多様な人材と連携・分担体制を構築し諸課題に学校全体で取り組むことができる組織体制づくりを推進します。また、風通しのよい職場づくりを目指し、教職員同士のコミュニケーションの活性化を図ります。
- 学校における組織体制構築事業（学校教育担当）

③学校評価の効果的な活用

- ◆学校運営や教育活動の継続的な改善を実践するため、学校評価の効果的な活用を図ります。
- 学校評価の充実促進事業（学校教育担当）

施策8 家庭・地域の力を生かした教育の推進

主な取組

①コミュニティ・スクールの設置とその充実

- ◆管理職のリーダーシップの下、地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進するため、コミュニティ・スクールの設置とその充実を図り、町全体で児童生徒に関わることのできる協働的な活動を行います。
- コミュニティ・スクール設置促進・充実事業（学校教育担当）

②多様な地域人材と協働した教育活動の推進

- ◆地域全体で子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進するこ

とで、「地域とともにある学校」を実現し、児童生徒を育む地域体制を構築します。活動として、各学校区の特徴的な自然・歴史・文化などの地域資源を生かした教育内容に取り組みます。

○地域連携推進事業（学校教育担当）

施策 9 学びを支える環境づくり

主な取組

①教職員の心身の健康の保持増進

◆健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する面接相談、ストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康保持増進に取り組みます。また、課題が多様化、深刻化する中で、専門的な見地で支援できる環境づくりに努めます。

○教職員の心身の保持増進推進事業（学校教育担当）

②学校における働き方改革の推進

◆タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランス等に関する研修等を実施し、教職員の意識改革と業務改善を推進します。勤怠管理システムの活用を図り、在校時間の把握と共に、仕事内容の精選に取り組みます。また、ふれあいデーや学校閉庁日等を実施し、休暇を取得しやすい環境の整備も引き続き推進します。

○働き方改革推進事業（学校教育担当）

施策 10 学び続ける環境の整備

主な取組

①多様な学習機会の提供

◆町民の多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、県や関係機関と連携し、生涯学習情報の提供に努めます。

○公民館教室充実推進事業（生涯学習担当）

○サークル活動充実推進事業（生涯学習担当）

②地域学習の推進を支える人づくり

◆生涯学習活動の指導者となる人材の発掘や育成を行い、地域学習のための体制を整えます。

○地域学習活性化事業（生涯学習担当）

施策 11 文化芸術活動の推進と文化遺産の保護

主な取組

①文化芸術活動への参加の促進

◆町の特徴的な資源を生かした活動を取り入れたり、発表会や文化祭等を開催したりすることで、文化芸術活動の充実を図り、町民の参加意欲の向上を図ります。

○文化芸術活動充実事業（生涯学習担当）

②文化遺産の魅力発信と学ぶ機会の充実

◆展示を企画実施し、文化財の魅力を発信します。また、町の特色ある文化景観、衣食住を含めた民俗文化などの保護意識の醸成を図るとともに、文化財に触れ学ぶ機会の充実を図ります。

○文化財展示企画事業（文化財保護担当）

○里山プロジェクト事業の充実（文化財保護担当）

施策12 スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な取組

①スポーツ・レクリエーション活動の情報発信と充実

◆町民のニーズに応じた情報提供に努めるとともに、県や関係機関と連携し、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報の提供を行います。

○スポーツ・レクリエーション活動充実事業（生涯スポーツ担当）

②スポーツ・レクリエーション活動を活用した地域づくり

◆町民がそれぞれの目的や関心に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう情報発信に努めるとともに、世代間交流が促進され、かつ、地域間交流の基盤が形成されるなど、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

○スポーツ・レクリエーション活動推進事業（生涯スポーツ担当）

用語解説

注	用 語	解 説	ページ
1	合議制	執行機関を複数の人によって構成させる制度である。内閣やあらゆる委員会が合議制に当たる。合議制の機関は、その権限の範囲内の意思決定については、その組織内の他の機関から指揮監督を受けないのが一般的である。	2
2	レイマンコントロール	layman control。laymanとは「素人」の意。政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法である。教育委員会評価においては、laymanを「一般常識人」と解すべきであり、レイマンコントロールは、専門家（この場合は、教育委員会事務局の行政官）だけの判断に偏することなく、住民のニーズを適切に施策に反映させる仕組みである。	2
3	総合教育会議	首長が招集し、首長と教育委員会を構成員とする。総合教育会議では、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議、(3)児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整する。	7
4	A L T (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher。小中学校で、外国語活動や英語の授業の補助する外国人講師。	10
5	全国学力・学習状況調査	<全国学力・学習状況調査> 文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校第6学年及び中学校第3学年を対象としている。	13
6	県学力・学習状況調査	<埼玉県学力・学習状況調査> 埼玉県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校第4学年から中学校第3学年を対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学習の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力等、非認知能力についても調査している。	13

7	教育に関する 3つの達成目標	「学力」(＝知)、「規律ある態度」(＝徳)、「体力」(＝体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を具体的な目標として定めたもの。 平成25年度で、学力と体力に関する調査は終了し、学力は、埼玉県学力・学習状況調査で調査し、体力は新体力テストのみとなった(体力の調査は、新体力テストの結果を使用していたため、大きな変更はなかった)。 規律ある態度の調査も、埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査の一部として組み込まれ、毎年4月に実施されている。それに伴い、小学校第2・3学年の調査も4月に行われている(第1学年は入学して間もない時期での実施のため、調査の実施は任意である)。	21
8	埼玉県家庭教育 アドバイザー	子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談活動を行う「子育てアドバイザー」と「親が親として育ち、力を付けるための学習」や将来親になる中学生・高校生への「親になるための学習」を支援する「親の学習」指導者の双方の活動を行うことができる人材のことである。	29
9	SSW	〈スクールソーシャルワーカー〉 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。福祉に関する援助を行う。	30
10	SC	〈スクールカウンセラー〉 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。心理面に係る支援を行う。	30
11	コミュニティスクール	コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組である。	43

滑川町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の視点に立った町教育行政の推進を図り、町教育行政に関して町民に対する説明責任を遂行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき滑川町教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の滑川町教育委員会の「滑川町教育行政重点施策」に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るもの（以下「対象事務」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

(点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、滑川町教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者は、教育に関し学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者とし、委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、委嘱した日から委嘱した日に属する年度の末日までとする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議会への報告等)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を作成して滑川町議会へ提出するとともに公表するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第6条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。